

令和4年第1回西郷村議会定例会

議事日程（3号）

令和4年3月10日（木曜日）午前10時開議

日程第 1 一般質問

No.4 12番 上田 秀人 君（P69～P90）

No.5 10番 藤田 節夫 君（P91～P109）

No.6 14番 大石 雪雄 君（P110～P116）

追加日程第1 議案第28号 学校施設環境改善交付金事業令和3・4・5年度債務負担行為 西郷村学校給食センター建設工事（建築本体）請負契約について

追加日程第2 議案第29号 学校施設環境改善交付金事業令和3・4・5年度債務負担行為 西郷村学校給食センター建設工事（電気設備）請負契約について

追加日程第3 議案第30号 学校施設環境改善交付金事業令和3・4・5年度債務負担行為 西郷村学校給食センター建設工事（機械設備）請負契約について

追加日程第4 議案第31号 学校施設環境改善交付金関連事業令和3・4・5年度債務負担行為 西郷村学校給食センター厨房機器備品購入について

・出席議員（14名）

1番 鈴木昭司君 2番 大竹憂子君 3番 鈴木 修君
 4番 君島栄一君 5番 鈴木武男君 6番 河西美次君
 7番 松田隆志君 9番 真船正晃君 10番 藤田節夫君
 11番 矢吹利夫君 12番 上田秀人君 14番 大石雪雄君
 15番 秋山和男君 16番 真船正康君

・欠席議員（2名）

8番 鈴木勝久君 13番 後藤 功君

・地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	高橋廣志君	副 村 長	東宮清章君
教 育 長	秋山充司君	会計管理者兼 会計室長	田中節子君
参事兼 総務課長	真船 貞君	参事兼 企画政策課長	福田 修君
参事兼 財政課長	田中茂勝君	防 災 課 長	緑川 浩君
参事兼 税務課長	伊藤秀雄君	住民生活課長	和知正道君
福 祉 課 長	相川哲也君	健康推進課長	田部井吉行君
環境保全課長	黒須賢博君	参事兼 産業振興課長	長谷川洋之君
建 設 課 長	相川 晃君	拠点整備室長	関根 隆君
上下水道課長	木村三義君	学校教育課長	関根由美君
生涯学習課長	須藤隆士君	農業委員会 事務局次長兼 農地振興係長	小松紀貴君

・本会議に出席した事務局職員

参事兼 議会事務局 兼監査委員 主任書記	藤 田 哲 夫	事務局次長兼 議事係長兼 監査委員書記	佐 川 典 孝
議会事務局 庶務係長	金 田 洋 子		

◎開議の宣告

○議長（真船正康君） おはようございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎諸般の報告

○議長（真船正康君） 本日の日程に入るに先立ち、議長より諸般の報告をいたします。

13番後藤功君から、通院のため本日の会議は欠席する旨、西郷村議会会議規則第2条による届出がありました。また、8番鈴木勝久君から、所用のため本日の会議は欠席する旨、西郷村議会会議規則第2条による届出がありましたので、報告いたします。

◎一般質問

○議長（真船正康君） それでは、早速、本日の日程に入ります。

本日の日程は一般質問であります。

質問は通告順に行います。質問は、会議規則第63条の準用規定により、一問一答方式で行います。また、質問時間は答弁も含め、1人につき約90分以内を原則といたします。

なお、質問及び答弁は、西郷村議会運営確認事項にのっとり、簡潔明瞭に努めるようお願いいたします。

それでは、通告第4、12番上田秀人君の一般質問を許します。12番上田秀人君。

◇12番 上田秀人君

1. 役場新庁舎建設と学校校舎建替計画について
2. 農業行政について
3. 介護保険事業について

○12番（上田秀人君） おはようございます。

12番、通告に従いまして一般質問を行います。

まずはじめに、役場新庁舎建設と学校校舎建替計画についてということでございます。

まずはじめに、これまでさんざん、いろんな話をさせてもらってきておりますけれども、なぜ役場庁舎の建て替えが必要なのか、もう一度確認をしたいと思っておりますので、その理由について伺いたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 12番上田議員の質問第1の役場庁舎の建て替えがなぜ必要かということについてお答えいたします。

新庁舎の建設等につきましては、全体構想である生涯安心して暮らせるための拠点づくりプロジェクト計画、また、新庁舎の基本計画となる拠点づくり基本計画において、既に整理しているところでございますが、改めてこの場で説明させていただきます。

1つは、現庁舎の老朽化でございます。

現庁舎は昭和47年、生活改善センターは昭和46年に建築され、庁舎は築50年、生活改善センターにおいては築51年を経過しております。そういう状況になっており、また、庁舎の外壁が一部剝離し落下するなど危険が生じており、建物内部においては雨漏りも目立ち、設備等の老朽化、多目的トイレの不備や窓口にトイレがないため、利用者にも大変不便を来しております。

2つ目には、庁舎の狭隘化と機能の分散化でございます。

庁舎内部においては、待合スペースが狭く、相談者の対応やプライバシーの確保が保たれておらず、通路も大変狭く、車椅子利用者の方に不便を来している状況にあります。さらには、庁舎機能が分散化しており、手続によっては複数の建物に足を運ばなくてはならない村民の利便性が低下し、業務の非効率化につながっております。

3つ目としては、庁舎の耐震性能と防災拠点機能の不足でございます。

本庁舎には、平時の行政村民サービス機能に加え、災害時における防災本部施設、指揮情報伝達や災害応急対策活動を行う施設、行政機能を維持する施設など、司令塔としての役割が求められます。平成23年3月に発生した東日本大震災、また、平成28年4月に発生した熊本地震の教訓から、庁舎における防災機能拠点の重要性が再認識されていますが、現庁舎では耐震性の不足により、その機能が発揮できないおそれがあります。

平成19年度に実施した本庁舎及び生活改善センターの耐震診断によりますと、両施設ともに耐震基準を満たしておらず、対策は急務と言えます。また、現状では停電時の非常発電用設備も備えておらず、様々な災害に対する庁舎のノンダウン化が図られていないため、村民の安全を守る防災拠点機能の強化が早急に求められているところでもあります。

このようなことから、村民の皆様、議会の皆様にご協力いただき、基本計画等をまとめ、財源等についても検討した上で、新庁舎の建設を進めているところでございますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君の再質問を許します。12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） ただいま、建て替えがなぜ必要なのかということで、理由をいろいろ説明いただいたわけですが、老朽化というのは否めないなというのは分かります。

この庁舎で50年、生活改善センターのほうで51年を経過しているということで、これ、1998年ですか、法改正によって、鉄筋コンクリートの耐用年数というんですか、これが47年に切り替わったということで、耐用年数は切り替わっていると。ただ、これは税法上の話ですよ。税法上で資産価値がなくなるよということで、すぐ倒壊するわけではないというのは理解をしているところでございます。

ただ、そういった面でも、耐震補強がされていない、耐震基準を満たしていない部分もあるということで不安があるということで、これまで考えてきたということだと思ふんです。

あとはもろもろ、いろいろお話がありました、雨漏りとか、いろんなことがあると

ということでお話ありましたけれども、これまでこの庁舎というのは、幾度も改修してきましたよね。それで、今お話あったように、雨漏りに関しても対策が講じられた、それでもやはりまだ漏れる部分がある。あとはエアコンの設置、あとは照明器具、OAフロアなど、いろんな意味でこの庁舎にお金をかけてきている。その計画のなさを、まずここで指摘をしたいなと思うんです。

20年前ぐらいに、私がここに来た頃の話ですけれども、来て2年目ぐらいの頃かな、庁舎を建て替えてはどうかということで、PFI方式とかと、いろんな提案でお話をさせてもらった経緯がある。それから20年ぐらいたってきて、ようやく今この案になってきたというところなんですけれども、果たして本当にこのまま進めていいのかというのが、今私の中にある大きな疑問です。

と申しますのは、次の質問の2点目のほうに入ってますけれども、役場庁舎建て替え計画におけるデジタル化への対応について伺いますということで、この部分が今、非常に引っかかっているところであります。

村においても、新年度予算の中で、デジタル関連の予算が幾つか計上されておりますよね。そして、さらに国の新年度予算では、昨年9月に発足したデジタル庁の新年度予算案の関係で4,720億円が計上されている。

この内容をちょっと確認してみますと、このほとんどが、各省庁のシステムの共通化を図るためにお金が使われるというふうになっています。これを逆に捉えていけば、様々な行政手続がデジタル化されるのではないかと考えます。

国はオンライン化に向けて指針、ガイドラインを示しております。その指針に沿ってどう進むかというのは、自治体任せだというふうにはなっているんです。これを目ざとく、いわゆる通信会社とかコンピューター関連会社の方たちが、いろんな提案を今してきている。

そういった中で、国がデジタル化を進める中で、じゃ村はデジタル化に対して、どういうふうな対応を取られるのか、どういうふうな考えでいるのか、その考えを伺いたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） デジタル化ということのご質問でありますけれども、今、議員もおっしゃっておりますように、現在国では、デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針において、強力な総合調整機能を有するデジタル庁の設置や目指すべきデジタル社会のビジョンを示すとともに、基本方針を踏まえ改定したデジタルガバメント実行計画に基づき、デジタル社会の構築に向けた取組を全自治体において着実に進めていくため、自治体デジタルトランスフォーメーション推進計画を策定し、自治体のデジタルトランスフォーメーションを強力に推進することとしております。

また、福島県においても、新型コロナウイルス感染症の影響分析の結果、明らかになったデジタル化への対応を急ぐ必要があることから、福島県デジタル変革推進基本方針を取りまとめ、検討を加速していくこととしております。

本村においては、現在策定中の行政改革プラン2022において、村が担う行政サ

ービスについて、デジタル技術やデータを活用して住民の利便性を向上させるとともに、デジタル技術やAI等の活用により業務効率化を図り、人的資源を行政サービスのさらなる向上につなげることをしています。さらには、行政手続のオンライン化や非対面・非接触型のサービス提供、リモートワークをはじめとする勤務形態の変化など、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機とする社会変容に迅速かつ的確に対応していくと考えております。

このため、村のデジタル化の取組は、既に様々な分野において検討を始めているところであり、新庁舎建設にあっては、職員で構成しましたICT部会において検討しておるところでございます。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） いろんな答弁いただいて、一番気になったのが、デジタル化に向けて、村もその方向で進んでいくんだということなんですけれども、そうすると、さきに建て替えを必要とした理由の中で、待合スペースが狭い、プライバシーが保てないというお話ありましたよね。この部分に関して、さてデジタル化が進んだときに、待合スペースって本当に必要なのかなと思うんですよ。いわゆるスマホとかパソコンで行政手続が済まされるようになってくる。ということは、来庁することがなくなってくるんじゃないかと思うんです。

プライバシーに関しては、直接声を出して話をするわけじゃないので、周りに漏れるということはないと思います、パソコンとかスマホを使ってやればね。ただ、情報漏えい、情報が流出してしまう危険性はあるということで、以前からその話はしておりますけれども。

そういった中で、村の中でもいろいろ取組をされているということで、そしてさらには、次の質問の答弁にも入り込むような内容だったんですけれども、行政サービスの将来像について、どのようなイメージかということなんです。

今後一層、今お話ししたようにデジタル化が進むものと、これは誰も否めないものだと思うんですよ。そのような中で、本当に行政サービスがどういうふうに変化していくのか、どのようにイメージしているのかということなんですけれども、今定例会の予算説明会の席上でも、マイナンバーの話の説明がありました。全国どこでもコンビニエンスストアから住民票が取れるとかと、利便性をお示し受けたんですけれども、あとは、住民健診の予約受付もウェブサイトからできるようにするような予算の計上がされていると。

今言ったように、行政手続というのは、本当にスマホとかパソコンでできる時代になってくるだろうと。今、住民健診の予約がウェブサイトでできるという話しましたが、住民健診ですら、今後は、ウェアラブル端末というんですか、腕時計型のありますよね、これによって今、心拍とか測っているみたいですが、さらに平常時の心電図、正常時じゃないですよ。今村でやっているのは、正常時の心電図やっていましたよね、そうじゃなくて平常時、一番重要視される平常時の心電図を測定して、そのデータをスマホに蓄積する、それが医療機関にデータとして送信されて診断

を受けられる、そういう時代も来るかもしれない。もうそこまで来ていると言っても過言じゃないと思う。

さらには、胃がん検診とか大腸がんとかやっていますよね。今、カプセル型のカメラ付きのやつを飲み込んで、食道から胃、小腸、大腸、直腸まで全てを時間をかけて撮影していく、そのデータを医療機関で今度解析をして、消化器官のそういった検診も受けられる、こういうことが今進んできている。こうなったときに、本当に庁舎のそういうスペースが必要なのかというのを、もう一度考えるべきじゃないかと思うんです。

今、村長の答弁にもありましたように、新型コロナウイルス感染症によって、人が集まることが今は敬遠されている。これによって、さらにデジタル化が進むというふうに考えるわけですけども、そういった中で、どういうふうに行行政サービスをイメージしていくのか、そこをもう一回考えるべきじゃないかと思うんですけども、いかがでしょうか、伺います。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えします。

本当に技術は日進月歩、かなり進んでおります。私たちがついていけないほど進んでおります。そんな中でのご質問、行政サービス将来像のイメージということでありましてけれども、なかなかイメージをつくり出すのは非常に難しいと思っておりますけれども、今後、様々な行政サービス分野において、A IやI C Tの導入により、事務の高度化や効率化等が進むと考えております。これは議員と一緒に考えてあります。A I、R P Aの導入で、2030年頃には、日本人の労働人口の49%がA Iやロボットで代替可能になるという調査結果もございます。

しかしながら、地方自治体の事務は、地方自治法に定めてあるとおり、住民の福祉増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を上げるようにしなければならないということで、この点は未来も変わらないものでございます。業務の一部はA IやR P Aに代替され、効率化が進むと想定されますが、A I等が人・職員の代替となるものではないと考えております。

よって、将来において、人口減少による減少はあるものの、極端な増減は起こらないと想定しております。

今後は、A I、R P Aで機械化できることと職員にしかできない業務に分かれ、職員に求められるものは、住民の相談に総合的に対応できる人、住民間の調整ができる人、新たな課題または将来ビジョンに対し政策を立案できる人が必要とされ、求められる業務が変化していくものとイメージしております。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） A I化とか、今いろんなお話ありましたがけれども、その中で、最少の経費で最大の効果というお話が一番耳に留まったところです。私もこの考えについては、まさにこのとおりだと思うし、あとは村長が言われるように、行政サービスというのは、基本は人と人が接する、要するにフェース・ツー・フェースですよ、

顔を合わせて行政サービスを行っていくというのが基本だと思う。

しかしながら、今、そういっても、時代はどんどん違う方向に進んできている。答弁にもあったように、新型コロナウイルス感染症によって、人と人が密になること自体も敬遠されてきている。さらには、今デジタル技術が進んできて、国なんかでもマイナンバーカードを使って、いろんなことをやろうとしている。これは新年度予算の中の話になるのかな、マイナンバーカードと保険証をひもづけると7,500円分のポイントをつけますよとか、これ役場の方はやったほうがいいと思いますよ。予算、マイナンバーで保険証をやっているんでしょうから。

こういうやり方が本当に正しいのかというのはまた別ですけども、こういった中、行政サービスが今どうなるか分からないという中で、この計画を本当に進めていっていいのかというのが、私の今、大きな疑問なんです。ですから、今は立ち止まるべきじゃないかという考えの下にこの質問をしています。

続いて、4点目の役場庁舎建て替え後の保健福祉センターと文化センターの活用方法について伺いますということです。

今回計画した役場庁舎の計画では、保健福祉センターと新庁舎建設完了後、保健福祉センター、文化センターの活用方法について、明確にお答えいただきたいというふうに考えております。

今回計画している役場庁舎については、人が役場庁舎に赴き行政手続を取る、突っ込んで言えば、申請主義の古いお役所仕事の考えに基づいた設計だというふうに私は理解しております。現在は、しつこいようですけども、スマホやパソコンによる行政手続に変わりつつある。さらには、1回のアクセスで、村長が言われるAI、人工知能技術によって、関連する行政手続の全てを判断し、自動的に行える時代が来るといふふうに私は思っております。

そういう時代が変わっていく中で、何人の職員が本当に必要になってくるのか、事務スペースは本当にどのぐらい必要なのか、このことをいま一度考えるべきではないかというふうに考えています。

大手通信関連会社やコンピューター関連会社などは既に動き出しています。様々な提案をネット上でアップしております。ですから、今回計画した役場庁舎について、本当にこの規模が必要なのか。10年後、20年後、その先を見据えて、もう一度再考すべきではないか。さらには、行政サービスの在り方、住民の行政サービスに対するニーズの変化などを的確につかまえて、もう一度再考すべきではないかと考えますけれども、いかがでしょうか、伺います。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

いくらAIとかが進んだとしても、やはり議員、先ほどおっしゃいましたフェース・ツー・フェースです。やはり住民と行政が、顔と顔を突き合わせながら進めるということが非常に大切かと思っております。ましてや今、コミュニケーション、あるいは地域におけるそういったことが希薄化しておりまして、災害時の対応とか自

助・公助・共助もある中で、そういった地元のコミュニケーションが希薄化しているということを非常に私は危惧しているところであります。

質問の中で、将来像においてどうなんだということでもありますけれども、庁舎の施設規模の算定については、想定職員数及び計画対象議員数を基に算出しております。平成22年度地方債等基準運用要綱等について、まず事務室規模としましては、職員1人当たりの基準面積に現職員数に補正を加味した値を乗じ面積を算出しており、そこに議会機能や倉庫、会議室、その他必要な機能を網羅し、必要面積を算出しております。

おただしの件であります、さきに挙げたとおり、少子高齢化やそれに伴う人口減少、行政手続のICT化を鑑みれば、確かに来庁者も減少していくものと思われま。しかしながら、こうした時代の変化は見込まれるものの、相談業務やその後における切れ目のない支援など、先ほど言いましたように、フェース・ツー・フェースで行う業務は、減少にすぐには転じないと思っております。

さらには、基本となる人と人との結びつきが、先ほどもお話ししましたように希薄化することで、社会資本の形成が困難となる可能性も懸念材料であります。

よって、現段階で、そうした将来像を的確に見据えて対応することは困難であり、相談業務等基本的な行政対応は必要である以上、先ほど申し上げました基準に即した計画で進めていきたいと思っております。

万が一、社会情勢が大幅に変化したとしても、庁舎内に空きスペースがあるようであれば、共同スペースの拡充や民間事業者への貸付けなど、いろんな使い勝手があるかと思っておりますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 今答弁を聞いていて、現時点で、この行政サービスがこのままずっと何十年も移行していくのであれば、今の計画で私は賛成すると思っておりますよ。私が言っているのは、10年後、20年後、もっと短いスパンで大きく世の中が変わるんじゃないか、村長も今予想されておりましたけれども。ですから、私、建て替えをするなど言っているんじゃないんですよ。20年前から、建て替えは必要ですよという話をしてきたわけですから。

ただ、今ここでもう一度立ち止まって、この先デジタルの技術がどこまで進むのか分からないけれども、もう少し見極めてもいいんじゃないかということをお話をさせてもらっている。今答弁の中にも、現在の職員数の数でスペースを計算してあると。本当にその職員の数、現在の数が必要なのか、今の方がどうこう言うわけじゃないですよ。デジタル化が進むことによって、職員の数をもっと減らすことができるのかもしれない。反対に増やすようになるのかもしれない。そういったことを見極めるのが必要んじゃないか。ですから、今立ち止まって、考えをもう一度直したほうがいいんじゃないかということをお話をさせてもらっています。

地域コミュニティの希薄化とか、いろんなお話ありましたけれども、さきに私、申し上げましたように、申請主義の古いお役所仕事だと私は言いました。これ、いわき

市でやっているM a a S計画ってありますよね。ご存じか分かりませんが、いわゆる行政が出向いていくんです。1台のワンボックスカーで出向いて行って、相談業務から申請手続きとか、いろんな行政サービスをやっている。いわき市は広いからだとわれれば、それまでかもしれませんけれども、今、お年寄りの方が免許証を返納するとかと交通問題が出てきている。

村でも今、デマンド交通システムをやっていますけれども、いまいち使い勝手が悪いとかお話あります。そういった面で、申請ではなくて、行政が今度、前に出ていく必要もあると思う。そういったことを考えたときに、今計画されている、本当にこのスペースが本当に必要なんですかということをお私、確認したいんです。しつこいようですけれども。

それと、今計画されているとおりに、役場の庁舎建て替え後は、保健福祉センターと文化センターはどのような活用をされますか。保健福祉センターが持っている機能と文化センターの持っている機能、併せ持ったような庁舎を建てるというふうな話になっていますけれども、それでは、今ある保健福祉センターと文化センターはどのように活用されるのか伺います。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 役場庁舎建て替え後の保健福祉センター及び文化センターの活用方法というご質問でありますけれども、保健センター機能、学校教育課、生涯学習課移転後の施設利用についてであります。令和3年度より関係各課職員で形成する検討会を立ち上げ、空きスペース等の利活用について検討を行っているところであります。

保健福祉センターにおきましては、現在、建物の半分で、社会福祉協議会が介護サービス事業、デイサービスを実施しておりますので、そのスペースにつきましては、今後も継続して事業を行っていくこととなります。

健康推進課移動後の空きスペースにつきましては、現在手狭となっている社会福祉協議会の事務所やつどいの広場等の移動や、村民への開放等について検討しているところでございます。

また、保健福祉センターも、老朽化による設備の修繕等が必要となっておりますので、改修の必要性等も併せて検討しているところでございます。

文化センターにつきましては、中央公民館機能はそのまま残ります。学校教育課や生涯学習課は新庁舎に集約いたしますので、その空きスペースにつきましては、サークル活動等の村民活動の場、文化財の展示スペースとして活用する考えを持っております。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 保健福祉センターと文化センターの今後の活用についてということで説明をいただきました。そのように持っていければいいなと私も思います。ただ、なかなか人が密になること自体、今敬遠されているという時代の中で、また地域コミュニティが大きく変わりつつある中で、どのように変わっていくのかということ

もやはり見据えて、もう一度考え直すべきだというふうに思います。

役場新庁舎の中に持つホールの考え、村民ホールとかとありましたよね。その部分を考えれば、今の文化センターの大ホールを活用できるような場所の設定も、ここではなくて、文化センターの駐車場のほうにずらせば、大ホールを兼務して使えるんじゃないかということでお話をし、次の質問に入ります。

5番目の学校校舎建て替える上で理想とする学校の規模について伺いますということで、これは通告書の中で、教育長のほうに伺いますということで通告をしてあります。

これは以前、私、この場で、学校の規模についてお話ししたことがあります。学区や学校予算、通学区や学校予算など、いろんなしがらみをなしにしたときに、学校の規模についてお話しさせてもらったのは、1クラス20人で、1学年3クラスが理想だというお話をしたことがあります。1クラス20人だと、クラス内でのまず競い合いができる。誰々君にはあの運動で負けたくないとか、勉強で負けたくないよとか、そういう競い合いが、20人だとクラスの中で生まれてくる。1学年3クラスだと、隣の1組には負けたくない、2組には負けたくないとかと、クラスの競い合いが出てくる。その負けたくないということで、20人1クラスがまとまりも出てくるということで、非常に教育的な効果があるということを知ったことがあります。

これは実際に、アメリカのほうで実証実験が行われたということで、アメリカでは多分1クラス25人だったのかな、そういったことで実証実験が行われて、効果が確認されているということなんだそうですけれども、教育長におかれましては、学校校舎の建て替えを計画する上で理想とする学校の規模について、これ、今私が申し上げたように、学区や学校予算などを抜きにして、教育長が理想とする考えをまず伺いたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（真船正康君） 教育長、秋山充司君。

○教育長（秋山充司君） 12番上田秀人議員の一般質問にお答えします。

学校の適正な規模の基準ということで、学校設置基準というものがございます。学校設置基準におきましては、12学級から18学級が理想とされております。これは小学校、中学校とも同じでございます。1学年について、2から3学級が適正と定められております。

学校設置基準を踏まえて、理想とする学校の規模につきましては、小学校では、まず複式学級を解消するためには、少なくとも1学年1学級であるということが必要となります。また、全クラスでクラス替えを可能としたり、学習活動の特質に応じて学級を越えた集団の編制をしたりすると、また、同学年に複数教員を配置するためには、1学年2学級以上あるということが望ましいと考えられております。

中学校につきましては、教科担任制でございますので、全学年でクラス替えを可能にしたり、学級を越えた集団編制を可能にしたり、それから同学年に複数教員を配置するためには、少なくとも1学年2学級以上が必要となります。また、免許がなくて指導する先生、免許外指導の状況ですが、こういったものもなくなったり、それから、

全ての授業で教科担任による学習指導を行ったりするためには、少なくとも9学級以上を確保することが望ましいというふうに考えられております。

また、教育的な観点から学校規模の適正化を図る上では、第一に、学校の果たす役割を再確認する必要があると思います。義務教育段階の学校は、児童・生徒の能力は伸ばしつつ、社会的自立の基礎や国家社会の形成者としての基本的な資質を養うということを目的としております。このために、学校では単に教科等の知識や技能を習得するというだけでなく、児童・生徒が集団の中で多様な考えに触れて、認め合い、協力し合い、それから切磋琢磨すると。こういうことを通じて、思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育て、社会性や規範意識を身につけていくということが重要になると思います。

そうした教育を十全に行うためには、一定の規模の児童・生徒集団が確保されていることや、経験年数、専門性、男女比等について、バランスの取れた教職員集団が配置されていることが望ましいと考えられています。このようなことから、一定の学校規模を確保するということが必要であるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 今、教育長のほうに一つ伺おうと思ったんですけども、学校って何するところと聞こうと思った。ただ、今答弁がありましたので、私自身が考えるのは、まず学校というのは勉強を学ぶところだなと思うんですよ。それと併せて、今教育長が言われるように、基本的な資質を保つ社会学習の場とさえいいんですかね、共同生活の学習する場とさえいいんですかね、学校ってそういう場所なのかなと思っていました。ですから、教育長も同じような考えなんだなということで、今理解をさせていただきました。

6番目の学校校舎の建て替え計画の有無について伺いますということで、質問を進めたいと思います。

前段で、学校校舎の理想とする規模について、教育長から伺い、私の考えもお話をさせてもらいましたけれども、今私たちがすべきことというのは、学校を理想とする形に近づけるべきかなということで、これは誰しも同じ考えだというふうに私は理解しています。

しかしながら、村の中の学校を見てみますと、老朽化した校舎が目にとまるのが現状です。私たちが理想とする形とは、ほぼほぼ遠いものだなというふうに私は見ております。建て替え計画があるのか、これは村長のほうに伺いたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

その前に、先ほど議員がはじめに、1クラス20人、競い合い、学年は3クラスで、負けたくない、本当に競い合い、触れ合い、そういう形は必要かなと思っております。また、教育長が説明した理想の学校形態ということも踏まえながら、それでは建て替

えの有無についてということでありまして、学校校舎建て替え計画の有無につきましては、西郷村の学校教育系施設は、昭和45年に建設された小田倉小学校の屋内運動場が最も古く、平成2年以前の築30年以上経過した建物が全体の53%を超えており、経年による建物自体の老朽化や設備の不具合等の問題を抱えています。

このような老朽化した学校施設の建て替えについては、多額の費用を要することから、施設整備に当たっての予算の確保が大きな課題となっております。そのような課題に対し、村では学校施設全体の状況を把握し、長期的な視点を持って更新・統廃合・長寿命化など施設整備を計画的に行うことによって財政負担を軽減・平準化するとともに、学校施設の有効活用はもとより、学校施設の抱える様々な課題や児童・生徒数の将来推移、社会情勢の変化等を踏まえた目指すべき教育環境を実現するための基本方針の策定、学校施設の長寿命化改修による財政負担の軽減を図った計画として、西郷村学校施設等長寿命化計画を令和2年度に策定しました。

今後、長寿命化改修をすることによって、安全・安心で快適な教育環境を維持することを目的とし、学校施設の基本的な機能・性能あるいは安全性を常に健全な状態に保ってまいりたいと思っております。

そのためには、長期にわたり計画的な改修・修繕等を実施し、適正に維持・保全していく必要があります。既に、旧耐震基準の学校施設は耐震補強工事を完了しており、今後は定期的な点検・診断等を実施し、施設の老朽化や機能の低下が生じる前に、予防保全的な改修を行うことが重要となります。

将来の建て替え中心の事後保全的な維持管理から、予防保全的な長寿命化改修による建物の長寿命化により切り替えることによって、長期にわたり修繕・改修コストを縮減し、安全・安心な学校施設の運用に努めてまいりたいと思っております。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） ただいま、いろいろ答弁いただいたんですけども、まずはじめ、長寿命化改修計画というのがありましたよね。これは私も資料請求して見させていただきました。現状を確認しているだけで、その後どうするんだというのは具体的には見えてこない。ましてや今、小田倉小学校の体育館ですか、これが昭和45年という話がありました。そのほかの話が出てこない。例えば西郷第一中学校、この庁舎と大して変わらないんじゃないですか、建て替えしたの。この庁舎ができて、多分二、三年後ぐらいに建て替えしたんじゃないですか、西郷第一中学校。ということは、老朽化がかなり進んでいると思うんですよ。

何よりも一番思うのは、子どもたちに我慢をさせるなというのが、私の言いぐさの一つですけども、そこをまず優先すべきじゃないのかなと思うんです。私の住んでいる地区に残っている言葉で、開拓は教育に始まり教育に終わるという言葉があります。今、村の子どもさんたちは、この日本を新たな開拓をしていってくれるだろうと思います。この西郷村を、いろんな意味で開拓をしてくれる人たちだと思っています。その子どもたちをまず先に、一番大事にしなきゃいけないんじゃないかと。

それが、何か村はおろそかになってきている。自分たちが入る庁舎はぴかぴかにし

てしまう。しかしながら、学校はぼろぼろのまま、本当にこれでいいんですか。

いつも私、ここで言っています。我々現役世代は、少しぐらい痛くても、つらくても我慢はできる。子どもと年寄りには我慢をさせるな、このように私はいつもここで申し上げています。そのことを考えて、建て替えをきちんと計画すべきだと思う。

しかしながら、今、役場の庁舎建て替えによって、公共施設整備基金、建て替えが進めばゼロになってしまう。財政調整積立基金も3分の1ぐらいになってしまう。今コロナ禍で、経済がどうなるか分からない。そういった中で、国から来る補助金、交付金、様々なお金がどうなるか分からない。そういう先行き不透明な中で、果たして本当に庁舎を建てていいのか。

いわゆる平成14年、15年、西郷村が経験をしたあのつらい時期、それよりもひどい時期が来るかもしれない。そういった中でも、やはり庁舎建て替えを進めて、学校はぼろぼろのままでいいのか、もう一度村長に確認します。いかがでしょうか。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

建て替えを行う計画があるのかということでありまして、建て替えにつきましては、今後、村立小・中学校の適正規模及び適正配置の検討を行い、児童・生徒数や学校施設の老朽化状況、教育内容や財政状況、地域コミュニティへの影響等、現在から将来にわたる様々な要因が絡み合うものでありますので、教育制度や教育環境の変容、社会情勢の変化、児童・生徒数の将来予測を踏まえ、今後、学校適正化配置検討委員会において、学校の適正な配置や規模、建て替えが必要となることも含めて検討し、中長期的な計画を作成してまいりたいと思っております。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 計画を立てていきますという答弁なんですけれども、今、役場の庁舎の建て替えを進めてしまったら、財政的に難しいんじゃないかと私は申し上げているんです。ですから、今、立ち止まって、学校優先の考えにすべきじゃないかというふうに。

もう一度申し上げます。役場がびかびかで、学校がぼろぼろで、本当にいいんですかということ。西郷第一中学校、以前この場で話が出ましたよね、外壁が落ちてきたと。外壁が剥がれて落ちたとかいう話がありましたよね。そういったこともあります。

今、子どもたちの体格も大きくなってきている。昔の基準で造られた校舎では、子どもたちは、かなり窮屈な思いでやっているんじゃないかと思うんです。人を大きく育てるのであれば、建物を大きく造れという言葉もあります。そういったことから、今私は、役場を建て替えるんじゃない、建て替えをもう一度計画を見直して、立ち止まって、学校校舎を優先で考えるべきではないかというふうに考えますけれども、もう一度確認します、いかがでしょうか。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 学校の老朽化対策、これは私も重要だと思っております。また庁

舎も、先ほど説明しましたように老朽化と、防災関係の拠点となるものですから、庁舎も建てながら、学校の老朽化対策、喫緊に整備していく計画を立てていきたいと思っております。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） これ、多分平行線だと思いますので、私は、役場庁舎建て替えよりも学校建て替えの計画を優先すべきだということを申し上げます。

そして、もう一つ申し上げたいのは、先ほど村長が地域コミュニティの希薄化と言いましたけれども、こういう希薄化が起きるということは、やはり教育に問題があるということ、決して学校教育課とか教育長を責めているわけじゃないですよ。これは国の教育方針がそういう方針なんで、こういう地域コミュニティの崩壊とか人の希薄化というのはつながってきていると私は理解しております。

ですから、そういった面で、村は村として、きちんと教育現場はどうあるべきか、学校の校舎はどうあるべきか、そこからもう一回研究を進めて計画をすべきだというふうに申し上げて、次の質問に入ります。

続いて、農業行政についてですけれども、1の水田活用直接支払交付金について、村の考えについて伺いたいと思いますけれども、これは今年の2月ぐらいですかね、酪農をされている方からちょっとお話を聞いて、うんと思って、いろいろ調べてみました。

国が2022年から行おうとしているのは、水田活用の直接支払交付金の見直しということで、主な内容として、今後5年間、2022年から2026年度で一度も水張り、水田作付が行われない農地は、2027年以降、交付対象としない。多年生牧草については、種まきから収穫まで行う年は、現行どおり10アール当たり3万5,000円、しかし、収穫のみを行う年は月1万円に減額。飼料用米など複数年契約は、2022年産から加算措置の対象外。2020、2021年産の契約分は10アール当たり6,000円加算に減額すると、こういう話が聞こえてきました。

これに対して、村はどのようにお考えになって、どういうふうに対応されるのか伺いたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（真船正康君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（長谷川洋之君） 12番上田秀人議員の質問の第2、農業行政についての1点目、水田活用直接支払交付金についてお答えをいたします。

まず、水田活用の直接支払交付金でございますが、こちらにつきましては、米政策改革の定着と水田フル活用の推進に向け、食料自給率・自給力の向上に資する麦、大豆、飼料用米等の戦略作物の本作化とともに、地域の特色を生かした魅力的な産地づくり、高収益作物の導入・定着等の支援を目的といたしております。

交付金には、戦略作物助成と産地交付金、水田農業高収益化推進助成の3つがございます。そのうち、水田を活用して生産する農業者を支援いたします戦略作物助成といたしましては、それぞれ10アール当たり、麦、大豆、飼料作物に3万5,000円、WCS用稲に8万円、加工用米に2万円、飼料用米・米粉用米が標準

反収で8万円とし、収量に応じて5万5,000円から10万5,000円を支援することとなっております。

次に、産地交付金、水田農業高収益化推進助成では、それぞれの取組内容に応じた交付単価が決められております。

先ほど議員からおたしありました水田活用直接支払交付金の交付対象水田につきまして、令和4年度からは、水田としては、畦畔などの湛水設備や用水路等を有しない農地は除外されます。また、現場の課題を検証しつつ、今後5年間、令和4年度から令和8年度まで一度も水張り、水稻作付が行われていない農地につきましては、令和9年度以降、交付対象としないという変更が行われることとなっております。

水田の活用支援として、村の単独事業でございますけれども、本村におきましては、水田活用推進事業補助金の転作作物奨励助成といたしまして支援を行っています。令和4年度につきましては、こちら10アール当たりですけれども、野菜が2万円、飼料用米が5,000円、加工用米と新市場開拓米が1万5,000円、耕畜連携が3,000円を計上いたしております。これらの内容につきましては、毎年見直し等を行いながら、交付をさせていただいているところです。

先ほど議員からもございましたように、国のほうで変更を行っているということがございますので、国の状況等を把握しながら、次年度以降についても、そちらのほうで対応していくような考えをいたしているところでございます。

以上でございます。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 今いろいろ説明いただいたんですけども、国は主食用米の中で中長期的なという話でしたよね。消費減少を踏まえて、米の消費が減ってきているということ踏まえて、米の需要安定を図るために、交付金による転作の奨励をしますよとしてきたわけですね。

この交付金について、輸出用米や高収益作物への作物転換を進めるというふうにしていますよね。果たして、これが現実的に即しているのか、西郷村の農業に即しているのかということだと思ふんです。

今答弁の中にあつたように、麦、西郷で麦って、どのぐらいの方が作られていますか。私、かなり少ないと思ふんですよ。これは、いわゆる麦の収穫期の問題があります。ちょうど本州は梅雨時期に麦の収穫期がぶつかってくるということで、なかなか難しいという話があります。それと機械の関係もあります。今は汎用コンバインという大型の機械があつて、対応できるかと思ひます。

あと、大豆にしても、なかなか西郷に本当にいい大豆がある、それがなかなか伸びていかないというのは、やはりいろんな意味で、販売ルートとか問題が出てきていると思ふ。

そして、何よりも農家の方が一番声を大きくして言っているのは、米が作れるんだったら作ると。例えば災害とか、いろんな意味で、水路が壊れてしまって水が入れない。転作のために排水をよくして土壌改良してきたんだと、そしてトウモロコシ

とか、いろんな飼料作物に切替えをしてきたと。1回でも水を入れてしまえば、もう一回最初からやり直しになってしまうよと。さらに、国とか県・村の言いなりに転作をして、本当に高い機械を入れてきたと、そうやって頑張ってきたんだと、こういう声が寄せられています。

こういう声に対して、国じゃないですよ、村として、これに対して村はどういうふうに対応されますか、農家の方をどういうふうに応援されますかということを私は伺いたいんです。いかがでしょうか。

○議長（真船正康君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（長谷川洋之君） お答えをいたします。

議員おただしのように、私どもでも、転作でソバを作られている方が5年間のうち、一度水田に戻すということになれば、そこに水を張るということになると、ソバはそのままでは育たない。ソバだけではなく、ほかの作物でも同じ状況が見られるということがございますので、これらにつきましては、まず、各市町村といたしましても、議員おただしのように、西郷村とほかの市町村、状況の違いというのはあると思えますが、連携を図りながら、国などに対して要望等を出すというのも一つの手段なのかなと考えております。

先ほど申しあげました、村のほうで補助、転作助成ということで出しておりますので、そちらについての補正なりで、もう少し拡充するなりというような対応の仕方もあるのかなと考えております。

ただ、今のところこれといった、本当の打開策といいますか、そちらについては、現在のところは検討しているといいますか、そういう状況です。ここまでが答弁できるところです。

以上でございます。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 国に対して意見、要望を述べていく、声高に本当に要望、意見を言っていて、要望していただきたいなというふうにはまずは申し上げます。

それと、村独自としてどう対応されるかと、今考えているというお話だったんですけども、4月1日現在、村でいえば、新年度は4月1日からなんでしょうけれども、農家の方というのは準備に入っています。そういった中で、本当に寝耳に水だと思います。私がこれを耳にしたのは2月の話ですけども、畜産農家の方は本当に頭を抱えています。

そういった方に対して、じゃ、村は本当にどうするんだ、これは早急に答え出さなきゃいけないと。検討するとか考えているとかじゃなくて、今ここで答えを出していただきたいと思うんですけども、いかがでしょうか、休憩後に聞きます。

◎休憩の宣告

○議長（真船正康君） ただいま、12番上田秀人君の一般質問の途中であります、これより午前11時20分まで休憩いたします。

（午前10時58分）

◎再開の宣告

○議長（真船正康君） 再開いたします。

（午前 11 時 20 分）

○議長（真船正康君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

12番上田秀人君の一般質問に対する答弁を求めます。村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 私のほうからお答えさせていただきます。

議員お話ししたように、本当にこの制度、疑問点を私も感じております。この制度内容について、時間がなく、完全に理解しておりませんので、村で何ができるかということをお早急に検討していくとともに、この制度について国にも働きかけていきたいと思っておりますので、ご理解賜りたいと思っております。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） いつも申し上げているように、検討するは、村長、やらないと言っているのと一緒だと私、申し上げていますよね。何ができるのか、今本当に、疑問点が多くて分からないということだったんですけれども、検討ではなくて、何かできることをしてまいりますという答弁があればよかったですのかなと思います。そのように求めたいと思っております。

あとは、国に対して意見、要望を伝えていくと。これはやはり声高で、西郷村の代表として、声高にこの声を出していただきたいなというふうに思います。

続いて、2点目の新規就農者及び農業関連事業の起業者に対する支援策について伺いますということですが、村では新規就農者に対して、新規就農支援金とかと、いろんな補助とかを出すのは理解しております。これらについて、年齢制限とか、もろもろの条件を全廃するとか、もしくは緩和すべきではないかなと私は常々考えています。

また、農業関連事業の起業者に対して、支援をすべきではないかなというふうに考えるわけです。これは就農者ではなくて、農産物の販売や加工販売など、村の農業支援につながる、このような業を行う方に対して、支援をすべきではないかなというふうに考えています。

今現在、このコロナ禍において、やはりそういったことに着目をされて、何とか村の農業を応援したいと、ましてや先月かな、2月ですね、話を伺った方は、まるごとで農産物を買って食べたら、非常に西郷のはおいしかったと。そういった面で、人づてに西郷村の農業を応援したいと。

また、12月にお話ししたように、新規就農で農業に就農したいという方もいらっしゃいます。ただ、年齢がちょっと補助対象外になってしまうような年齢だったものですから、やはり応援するためにも、こういった状況を緩和すべきではないかと考えますけれども、いかがでしょうか、伺います。

○議長（真船正康君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（長谷川洋之君） 農業行政の2点目、新規就農者及び農業関連事業の起業者に対する支援策についてということでお答えをさせていただきます。

まず新規就農者ですが、先ほど議員おただしのように、現在村では、西郷村新規就農支援事業補助金要領により、新たに就農しようとする農業者に対し、その就農のための費用の一部を助成いたしております。就農支援事業といたしまして、就農に必要な農業機械、資材等や経営管理に必要な電算機器、消耗品など、就農研修に要する費用として、60万円を限度として支援を行っております。

また、起業者につきましては、農業関連とはいえ、一般の中小企業向け企業支援策を活用していただくこととなります。したがって、商工会との連携を図りまして支援を行う形となります。

なお、現在、村の具体的な支援策といたしましては、西郷村中小企業経営合理化金融制度創業支援枠により、融資限度額500万円以内かつ融資期間10年以内であれば、信用保証料を保証料相当額の3分の2以内、利子補助金を償還利率の1%相当額以内の支援を行っているところでございます。

そのうち、先ほど議員からございました西郷村新規就農支援事業補助金要領第3条の交付対象者の区分第1号で、農業経営基盤強化促進法第14条の4第1項の規定に基づき、青年等就農計画の認定を受けた者ということがうたっております。この条文につきましては、議員おただしとおおり、この条文を削除して、高齢者など多くの方に就農の機会を得ていただくということは、ある意味、西郷村の農業の活性化につながるものであるかなと、そういうふうな考えは持っているところでございます。

しかしながら、この条文の削除の可否につきましては、削除することによってどのような影響が出るのかということについては、十分な検討を現在のところいたしておりませんので、この条文についての回答は、すぐには出すことができませんので、ご理解をいただきたいと思っております。

ただ、その間にも、この要領に該当しない就農希望者がいらっしゃいますので、野菜生産には限られますけれども、そちらのほうですと、西郷村施設園芸野菜振興対策事業という事業で、こちらのほうをご利用いただきまして、野菜生産を振興するための機械や施設整備などを進めていただければと考えております。

また、要綱等の基準に該当しないことも多々あると思っておりますが、でき得る限り、それらを補っていけるよう検討し、就農される方等にご利用しやすいものにしていきたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思っております。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 今、長々と答弁をいただいたんですけども、その中で私は、やっぱり人づくりかなと思うんです、農業に関してもね。その中で、今言われているのはアグロエコロジーという、昔からあるのかな、この言葉というのは。いわゆる社会科学、生物科学、農業科学の下に、伝統的な知恵、あと農民の知恵、こういったものをもろもろ合わせて農業を盛り立てていくという考えだと思うんですけども、これは自然環境とか、いろんな意味を踏まえていきます。

ですから、いつも申し上げているように、西郷村というのは、阿武隈川と黒川の最上流部の村だよということで、そういった面で、やはり自然とか生物学とか、そうい

ったものをもろもろ見据えて、環境整備のための農業支援を行うべきではないかというふうに考えます。

今、検討していくということだったんですけれども、検討ではなくて、早急にこれは実施する方向で考えていただきたいというふうに申し上げて、次の質問に入りたいと思います。

続いて、3の移住希望者に対する農地付き住宅のあっせん、貸与について伺いますということですが、これは昨日、同僚議員の中の質問の中で答弁を聞いていて、うん、なるほどなと理解する部分はございました。

その中で、農地法第3条とか利用権の設定とか、いろんな話が出てきていましたけれども、その中で、1件かな、該当するのがね。農地付きの住宅で、該当するのが1件というふうな答弁だったと思うんですけれども、やはり12月も話ししましたように、移住希望者に対する住宅の考えの中で、いわゆる移住される方というのは、オンラインで仕事をされる方とか多いんですけれども、中には農業をやりたいという方もいらっしゃいます。

その中で、農家の言葉で、作物は足音を聞いて育つという言葉があります。農家さんというのは、いつも畑を回ったり、ビニールハウスを巡ったりして、足音を聞かせて作物を育てるんだという言葉があるんですよ。作物は農家さんの足音を聞いて育つ。ですから、畑と住むところがやはり近い距離じゃないと、このことはなかなか実現できないということで、様々な方向でこれは検討していただきたいなというふうに思いますけれども、いかがでしょうか、伺います。

○議長（真船正康君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（長谷川洋之君） 農業行政についての3点目、移住希望者に対する農地付き住居のあっせん、貸与等についてお答えをいたします。

現在、産業振興課単独としては、移住希望者の方に対して、農地付きの住居のあっせん等は行っていない状況でございます。農地に関して、年に二、三件のお問合せがございますが、その際は、現地の状況のお話とか写真とかをして、説明をさせていただいているところでございます。

今まで単独でということやらせていたわけでございますけれども、やはり昨日の空き家バンクのご質問の中でもございましたけれども、企画政策課、それから農業委員会等と連携しながら、今後は進めていきたいと思っております。

議員おただしの作物は足音を聞いて育つ、近い場所に建物と農地があるというような移住先を見つけるといいますか、があればということで、そういうところの把握にも努めていきたいと、そのように考えているところでございます。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 検討していくということで、これは早急に検討していただきたい。

あと、今答弁の中にあつたように、農業委員会と企画政策課、あと産業振興課、3つの課にまたがってくる話だということで、そこをきちんとやはり窓口を一本化し

て、やはりいろんな情報を一括でお伝えできるような、そういうシステムをちゃんとつくっていただきたい。そして、この事業につなげていただきたいというふうに申し上げて、次の質問に入ります。

次の質問ですけれども、質問の3としまして、介護保険事業についてということで、まず1点目の介護保険事業者として、村が一番優先していることは何ですかということ、伺いたいと思うんですけれども、いかがでしょうか、伺います。

○議長（真船正康君） 健康推進課長。

○健康推進課長（田部井吉行君） 12番上田議員の質問第3、介護保険事業についての1点目、介護保険事業者として村が一番優先していることについての質問にお答えをいたします。

村では、第9次高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画に、重点施策として4項目ほど挙げてございます。

1つ目は、高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的な実施、2つ目として、地域包括ケアシステムの深化・推進、3つ目は、見守り支え合う地域づくりの構築、4つ目として、高齢者の権利擁護の推進となっており、これらの施策を達成するための根底に、村全体で高齢者を支える地域包括ケアシステムがあるというふうに考えております。

地域包括ケアシステムの構築に向け、介護予防、地域支援事業の強化、介護施設の整備を優先的に実施してまいりたいというふうに思っております。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） この質問に関しても、介護関連に関して、昨日同僚議員の一般質問の中で、いろんな問題というのかな、いろんなお話がありまして、なるほどなというのを聞いておりました。

その中で、私が、介護保険事業者として村が一番優先していることは何だということで今聞いたんですけれども、4つ、今提案がありましたよね。介護と医療の充実、あとは包括ケア、あとは見守りとか権利の擁護ということなんですけれども、答えがあくまでも行政的だなと思っているんですよ。

私が、やっぱり一番優先してほしいというのは、個人負担の軽減ではないかなと思うんです。介護サービスを利用しようとしても、利用料の負担ができれば介護サービスは利用できない。じゃ、地域の方の見守りを受けるにしても、先ほど村長の答弁にもあったように、近隣の方との関係が希薄化している。ですから、そういったこともなかなか、受けようにも受けられない、そういった面が今見えてきている。そういった中で、じゃ、いかに村として個人負担の軽減を図るのかということ、これを重視していただきたいなというふうに思います。

保険料についても一言申し上げれば、厚生労働省の試算で、介護費用の平均金額は今、8万3,000円だという試算がされているそうです。国民年金の支給額が月額大体6万円から8万円ぐらいと言われておりますよね。そこから、例えば介護保険料、後期高齢者医療の保険料が引かれる。そうすれば、全然間に合わないわけですよね。

先ほど言いましたように8万3,000円、そこから保険料何やかんや引かれたら、全然介護サービスのほうに回るお金がない。そういった中で、村はどういうふうにしていくんだという、その方向が、今度問われてくると思うんです。

高齢者福祉との関係も絡んでくるかと思うんですけれども、そういった部分で、個人の方の負担軽減についてはどのようにお考えになりますか、伺います。

○議長（真船正康君） 健康推進課長。

○健康推進課長（田部井吉行君） 個人の負担軽減についてのおただしかと思えます。

議員もご承知のとおり、介護保険制度ができて以来、高齢者福祉行政のほうは保険事業として実施しております。保険事業の場合、どうしても介護保険法の縛りがあるので、そういった軽減措置等について、介護保険法の中で、介護保険特会の中で実現していくというのがなかなか難しい状況でございますので、村としては高齢者福祉政策の中で、そういった別の意味での支援ができないかということで、現在やっております。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 今、介護保険法というお話がございました。私、今ちょっと申し上げるのを抜けてしまったんですけれども、この4月から国民年金の基礎年金額がまた減額されると、0.4%ほど減額されてくるということなんですよね。ですから、さらに厳しい状況に追い込まれる可能性があるということが今見込まれています。

今、課長のほうから答弁がありましたように、介護保険法、この第2条の規定に基づいて介護保険を動かしていくのであれば、私は大いに結構だと思う。ただ、今のところ、国の施策、村の施策を見ていると、第4条、国民の努力及び義務のほうに特化しているんじゃないかなと思うんです。ですから、個人負担が今大きくなりつつある。そこにもうちょっと、今答弁ありましたように、老人福祉の考えを大きく入れていただきたいなと思うんです。

これは介護保険法の話は今していますけれども、老人福祉法はまた別の話になりますので、老人福祉の考えを入れることによって、低所得と言われる方たちの介護について、生活支援というんですかね、そっちのほうに力を入れていただきたいなというふうに思います。

質問に戻りますけれども、今後見込まれる介護サービスの内容について、村としてはどのような見込みをされているのか伺いたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（真船正康君） 健康推進課長。

○健康推進課長（田部井吉行君） お答えいたします。

今後見込まれる介護サービスということのご質問ですけれども、今後の状況としましては、団塊の世代の方が75歳以上となる2025年、また、団塊ジュニア世代の方が高齢者となる2040年に向け、高齢化の進行とともに介護需要が急増していくというふうに見込まれております。

本村におきましても、独り暮らし高齢者や認知症高齢者など、介護・支援を必要とする高齢者が増えていくというふうにご考えられております。特に認知症高齢者におい

ては増加傾向にあり、全国では2020年の65歳以上の高齢者の6人に1人が認知症有病者と言われておりますので、高齢者福祉の充実を図るとともに、認知症への対策・強化が必要になってくるというふうに思っております。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 今、2025年問題、そして、さらに2040年問題ということで答弁をいただきました。これは、平成12年からかな、介護保険で始まったのはね。この頃から、年寄りと言ったら怒られますけれども、高齢者が増えていくということは明らかに分かっていたはずなんですよね。ところが、それを見て見ぬふりをしやってきたのが、今の国ではないかなと思うんです。

ですから、今こういったいろんな問題が出てきてしまっている。介護サービスを利用したくても、利用できないような状況になってきている。そのことをまず申し上げたいと思います。

今お話がありましたように、認知症に対して強化をしていくと、これは厚生労働省も同じような話をされています。じゃ、見込まれる介護サービスの内容に対して、村はどういうふうに対応されていくのか。認知症予防に対して、どういうふうな対応をされていくのか、このことをお示してください。いかがでしょうか。

○議長（真船正康君） 健康推進課長。

○健康推進課長（田部井吉行君） お答えいたします。

現在、村のほうでは、認知症総合支援対策事業、支援事業として、認知症に対する正しい知識の普及推進として、認知症サポーター養成講座を村民の方、また学校で開催をして、幅広い世代の方に認知症についての正しい理解と普及啓発を推進するとともに、地域の見守り強化を図っております。

また、令和元年より、認知症の方と介護する家族の方との相互理解・支援を目的に、森のカフェ（認知症カフェ）を立ち上げております。現在は、新型コロナウイルス感染症の拡大により活動を休止しておりますけれども、認知症サポーターの方々、カフェボランティアの方々と定期的な打合せを行っておりますので、来年度からの再開を目指し、今後も協議を進めてまいりたいというふうに思っております。

今後、これらの認知症施策の強化やさらなる充実を図るとともに、介護保険次期計画に当たる西郷村第10次高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画の策定においては、高齢者等ニーズを調査・把握し、必要に応じて認知症対応型の通所介護や認知症高齢者グループホームなど、認知症対応型のサービス及び施設を充実していきたいというふうに考えております。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 今、答弁をいただきました。その中で、養成講座とか、相互理解のためとか、森のカフェとかというお話ありましたよね。これも、昨日の同僚議員の一般質問に対してのお答えの中であったというふうに理解をしております。

私も認知症サポーターの講座を受けたことがございます。その中で、本当にいろいろ勉強させていただきましたけれども、いわゆる認知症の方とお話をする際というの

は、まるきり初対面の方とお話しする形でお話をしてくださいと言われたのを記憶しております。今ここで話して、10分ぐらいたって、またその方とお会いしても、その方は忘れてしまっている。私と話しても、私と話したという認識がなくなっている可能性があるので、初対面の方とお話しするような形で話をしてくださいというような難しいお話を聞いたことがあります。

家族の方というのは、今、相互理解ということでお話しされましたけれども、本当にこれは負担が大変だと思う。ただ、そうはいつても、結局は先ほど申し上げたように、サービスを利用するための利用料金のことがあると、やはり利用できなくなってくる。ですから、高齢者福祉の中で、どういうふうに救っていくのか。そうなったとき、行政はやっぱり色分けするので、このことに関しては介護サービスのほうですよねと切り分けられてしまう。

だから、そこを見据えて、2025年、その手前から、もっと早めに準備していかなくちゃならないと思うんですけれども、いかに高齢者福祉と介護の事業をうまく融合できるのかということを深く研究していただきたいと思うんですよ。

あと、以前このお話、この場でさせてもらったんですけれども、フレイル予防に関しては今、村の取組というのはどうなっていますか、伺います。

○議長（真船正康君） 健康推進課長。

○健康推進課長（田部井吉行君） お答えいたします。

フレイル予防につきましては、村のほうとしましては、先ほどご説明した重点施策4項目のうちの一つ目、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施ということで、今年度より本格的に開始をしております。

この事業につきましては、後期高齢者の方で介護認定を受ける手前の方ですね、要はフレイル、支援が必要になる手前ぐらいの方に対して、積極的にこちらから、行政のほうからアプローチをして、介護保険の支援を受けなくても済むように、地域で元気に暮らせるようにといったような取組を今年度から実施しております。

村のほうとしましては、その事業は始まったばかりでございますけれども、専任の行政保健師を2名配置しまして、今後も力を入れてまいりたいというふうに思っております。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 今年度から実施しているということで、村のほうから高齢者に対してアプローチをかけて支援をしていくという考えで、今理解をしたところでございます。

これは通告外なので、これ以上お話ししませんので、なお次の6月の定例会においては、この部分からさらに深掘りしていきたいなというふうに申し上げて、私の一般質問はここで終わりにしたいと思います。

以上です。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君の一般質問は終わりました。

次に、通告第5、10番藤田節夫君の一般質問を許します。10番藤田節夫君。

◇ 10番 藤田節夫君

1. 村長の選挙公約について
2. 新型コロナウイルスに関すること

○ 10番（藤田節夫君） 10番、日本共産党の藤田です。

通告に従いまして一般質問を行います。

高橋村長は、先日行われた村長選挙で2期目の当選を果たしました。今回の選挙は無投票ということで、対立候補が出なかったということは非常に残念ではありますが、課題が山積しております。

新型コロナウイルス感染拡大やロシア軍のウクライナ侵攻等の影響で、原油の高騰や相次ぐ物価の値上がりで、村民の生活は大変厳しい状況になってきています。特に子育て世帯では、まともに影響を受けてきています。

村長は、2期目に向けた選挙公約を6項目ほど挙げておりましたが、今回は子育てに重点を置いた政策が多く、私としては、長年取り組んできた少子化対策、子育て支援策も含まれており、評価をしたいと思います。

既に当初予算に計上されているものもありますが、具体的な中身について伺いたいと思います。

1点目として、コロナ克服の具体策として3点挙げてありますが、その中で、村民事業者等への機動的な支援とありましたが、具体的な考えはあるのかお伺いいたします。

○議長（真船正康君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（長谷川洋之君） 10番藤田節夫議員の質問の第1、村長の選挙公約についてで、ご質問は、中小企業に対する継続的な資金繰りなど独自の事業継続支援で、これまで行ってきたということで答弁をさせていただいてよろしいですか。

（不規則発言あり）

それでは、まず、実施いたしました支援策について答弁をさせていただきたいと思っております。

令和2年度につきましては、西郷村事業継続支援給付金を給付させていただいております。この事業、新型コロナウイルス感染症の影響により売上げが減少している村内の小規模事業者等に対して、村独自で、事業継続に必要な店舗等の家賃などの賃借料や光熱水費などの固定費の支払いを支援いたしました。事業廃止や廃業等を防止する一助としたものでございます。

内容的には、前年比同月で20%以上減少した村内の中小企業に対して、10万円を給付いたしました。村内の企業約700社に対して通知を行いまして、要件に該当する390社に対して給付を行っております。

それから、もう一つとしては、新しい生活様式の実践に対して、助成金を交付いたしております。こちらにつきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止と感染症の影響の長期化を見据えて、国・県が提唱する新しい生活様式の実践を推進する仕組みづくりとして実施をいたしたところでございます。

不特定多数の人が集まる飲食・宿泊業や小売業、サービス業を中心に取組を推進いたしました。この事業につきましては、西郷村商工会に業務を委託しまして、要件に該当する296社に交付を行ったところでございます。

令和3年度につきましては、令和2年度と同様に、西郷村事業継続支援給付金を支援させていただき、249社に交付を行っております。

以上が、これまで中小企業等に対して行ってまいりました新型コロナウイルス感染症に対する支援策となっております。

次に、今後の支援策でございますけれども、令和4年度は、当初予算にも計上させていただきましたが、キャッシュレス決済ポイント還元事業を実施する予定でございます。この事業につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、事業名のとおり、キャッシュレス決済の導入を促進するものでございます。具体的には、P a y P a yで支払いをした消費者に対して最大20%相当のポイントの還元を行うものでございます。

この消費対策により、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている村内の小規模事業者の利用促進につなげ、活性化を図っていききたいと、そのように考えているところでございます。

事業内容は、P a y P a yという国内決済代行事業者に委託して実施いたします。村内の対象となる店舗をあらかじめ募集いたしまして、その店舗でP a y P a yによるキャッシュレス決済を行った利用者に対して、20%のポイント還元をするものでございます。細かく言いますと、ポイントの付与の上限としては、1回当たり2,000円、月額1万円と設定を予定しております。今回はキャンペーン事業として行いますので、2か月間、8月や9月など、人出が多いことが予想される月を予定いたしております。

なお、この事業につきましては、村商工会と連携を図りながら実施してまいりたい、そのように考えているところでございます。

○議長（真船正康君） 10番藤田節夫君の再質問を許します。10番藤田節夫君。

○10番（藤田節夫君） これまでの村独自の支援等は、私も理解しているつもりですが、私も、2期目、村長、これ公約として、ここに出ているんで、この中身ですね、村民の事業者等への機動的な支援をしていきたいということなんで、村長はどのように考えているのかなと。

P a y P a yの関係は、P a y P a yというかキャッシュレスですか、これ2,000万円ほどかけてある、これにも異議は私はあるんですけども、これで村内の中小・零細企業が助かるというふうなことは私は考えていません、はっきり言って。

じゃなくて、今これだけ厳しい世の中で、原料から何から上がってきているんですよ。物が入ってこなくて、仕事はやりたいんだけど、仕事ができないという状況の業者がたくさんいるんですね。そういった意味で、今やっぱり支援が必要なのかなと思いますんで、村長もその辺をちゃんと自分で理解して、それで公約に、コロナを

克服するという第1点の公約で、これを入れたのかなと私的には思いましたんで、村長はどのように思っているのかということで質問させていただきました。いかがでしょうか。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 藤田議員の質問にお答えいたします。

やりがいと魅力のある産業の振興ということであります。

所信表明の1つ目のコンセプトのコロナ克服の中で申し上げましたとおり、中小企業者に対する事業支援につきましては、国・県などの関係機関と連携しつつ、住民や事業者への的確な情報提供を行い、継続的な資金繰りなどの事業支援を行ってまいります。

これまでの中小企業者に対する事業支援につきましては、先ほど課長が述べましたように、独自の政策として西郷村事業継続資金給付金、令和2年度、令和3年度の2年間支給させていただきました。この事業は、支援として即効性のある事業であったと思っております。

令和4年度につきましては、新型コロナウイルスの影響による村内中小企業者の経営状況等について、西郷村商工会とも連携を図りながら状況把握に努めるとともに、適切な判断により事業の実施等を決断してまいりたいと考えております。

あわせて、国の令和3年度補正予算で、事業復活支援金資金繰り支援、生産性改革推進事業、事業再構築補助金等、経済産業省、中小企業庁から示されておりますが、こちらにつきましても、西郷村商工会と連携により、事業者の皆様に対して丁寧な情報提供に努めてまいりたいと考えております。

また、先ほど課長が答弁しましたキャッシュレス決済ポイント還元事業を実施してまいります。さらに、これについては、令和4年度はキャンペーン事業として2か月の実施となりますが、キャンペーン終了後には、地域経済の活性化につながっているかどうかの検証等を十分に行い、継続して活用できるかどうか判断をしていきたいと考えております。

◎休憩の宣告

○議長（真船正康君） ただいま、10番藤田節夫君の一般質問の途中でありますが、これより午後1時まで休憩いたします。

（午前11時57分）

◎再開の宣告

○議長（真船正康君） 再開いたします。

（午後1時00分）

○議長（真船正康君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

産業振興課長の先ほどの答弁が違っていたとのことで、発言の申出がありますので、これを許します。

産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（長谷川洋之君） 先ほどの10番藤田節夫議員の中小企業に対す

る継続的な資金繰りなど、独自の事業継続支援というご質問に対する答弁が違っていましたので、大変議員にはご迷惑をおかけいたしました。おわびして訂正させていただきます、改めまして答弁をさせていただきますと思います。

それでは、答弁をさせていただきます。

村では、村内で事業を営む中小企業に対し、経営基盤の強化に必要な資金の円滑化を図ることにより、企業体質の強化及び経営の安定に資することを目的として、西郷村商工会と協力して、金融機関を通じて、その設備投資などに活用できる融資制度を実施いたしております。その要件といたしましては、1年以上村内に居住し、同一事業を1年以上営み、その経営が健全で、かつ村税を納入している中小企業者、期間は、運転資金7年以内、設備資金10年以内となっております。

また、村独自の制度といたしまして、中小企業経営合理化資金の保証協会に対する信用保証料や融資に係る利子につきましては、融資を受けた各企業に対しまして、補填を行っているところでございます。

令和4年度につきましても、引き続き継続をいたして、支援を図っていきたいと考えております。よろしく願いいたします。

○議長（真船正康君） 10番藤田節夫君の一般質問を許します。10番藤田節夫君。

○10番（藤田節夫君） もう少し村事業主に対して直接的な支援が必要なのかと。今の融資制度とか借りる余裕もないし、現実的に。ましてや、コロナ禍が今収まっているわけじゃないし、これからますます拡大していく状況で、そういった支援が必要かなと思います。

さらに、地方臨時交付金も新年度で2,200万円ほどで、本当に僅かな金しか村には下りてこないという状況なので、なかなか財政面でも大変でしょうけれども、直接支援できるような、独自で考えていってほしいと思います。

それでは、次に移ります。

2点目に、子育て支援の充実として、出産祝い金の支給及び祝い品の贈呈、在宅子育てサポート事業としての一時預かりサービスと病児・病後児保育の送迎・預かりサービスとありますが、具体的に説明をお願いいたします。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 質問の第1の1点目、村長公約ということで、子育て支援の充実についてという話でありますけれども、公約の2つ目、子育て支援の充実でございますが、2期目においては、子どもの健やかな育ちと子育てを支援するため、出産祝い金の支給や出産祝い品の贈呈、また、在宅子育てサポート事業や病児・病後児保育サービスの充実を図ってまいります。

まず、令和4年度においては、新生児の出産を祝福するとともに、次代を担う子の出生を奨励し、子育て支援の推進、人口の増加に寄与することを目的に出産祝い金を支給します。出産祝い金の額につきましては、新生児1人につき一律3万円を、村内に住民登録を行う新生児の保護者に対して支給したいと考えており、新年度当初予算に計上させていただいております。

病児・病後児保育サービスにつきましても、現在、新型コロナウイルス感染症の影響で利用者が一段と減少しておりますが、さらなる周知を図り、利用しやすいサービスへと促進をしていきたいと思っております。

今後、出産祝い品の贈呈や子育て世代を応援する在宅子育てサポート事業を実施していきたいと考えておりますが、具体的な内容については、予算規模や地域資源の活用、人的資源等、実現可能な範囲で制度設計をしていきたいと考えておりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（真船正康君） 10番藤田節夫君。

○10番（藤田節夫君） 出産祝い金、1人3万円ということで、令和4年度予算に載っておりますけれども、これ、いろいろ各自治体を見ると、第1子が10万円で第2子が30万円とか、これは子どもが少ない自治体とか、そういった自治体は、そういった出し方をしております。

さらには、白河市を見ると、ゼロ歳児が3万円、1歳児も3万円、これはクーポン券で出しているんですね、ゼロ歳、1歳という。そういったことも、今後拡大していく中でやっていってもらえればなと思います。これも大変、保護者にとっては本当に助かる施策だと思います。

それと、在宅支援として、これから考えていきたいということですが、私、前から言っていますけれども、在宅保育をしている世帯に対して、ゼロ歳から2歳児ぐらいまでですか、手当をやってはどうなのかと。結局、待機児童という、保育園に入所できない子どもさんもいて、なかなか大変なところもあるので、保育園へ行く人はそれなりの税金というか、やられますけれども、在宅で保育している世帯は何のメリットもないということなんで、そういったことも考えていただきたいと思っております。これはお願いというか、今後の村長の施策に、こういったことも反映していただきたいと思っております。

さらに、サービスですかね、病児、一時預かり等は、現在でも各保育園でやっていると思うんですけれども、これとは別の話なのか。それと、病児・病後児保育の送迎・預かりサービスとありますが、これは私、ちょっと分からないんですけれども、厚生病院の中に設置された病児預かり保育ということで理解してよろしいんでしょうか、お伺いいたします。

○議長（真船正康君） 福祉課長。

○福祉課長（相川哲也君） ただいまの一般質問にお答えいたします。

まず1点目、子どもの預かりサービスということでのご質問で、藤田議員のほうからは、今保育園のほうでやっているのではないかという話でございますが、今保育園のほうで、一時預かりということで、一時保育を実施しているところでございます。

このたび申しあげました在宅預かりサービスというのは、今、ファミリーサポートセンター業務で、保護者の方が買物とか余暇活動のために1時間、2時間なり預かってほしいというようなときに行うサービスでございます、そちらの預かりサービスを拡充していきたいということでございます。

あと、続きまして、2点目でございます。

病児・病後児保育の充実ということでございまして、現在、新型コロナウイルス感染症の関係もありまして、非常に利用率がちょっと落ち込んでおりまして、やむを得ない部分もあるかと思うんですけれども、さらに、こういったものがあるよということ保護者の方に知っていただいて、何かのときにはこういったサービスを使っていたきたいというようなことで、充実を図っていきたいということでございます。

以上でございます。

○議長（真船正康君） 10番藤田節夫君。

○10番（藤田節夫君） 結局、利用が少なく、利用する子どもさんが少ないということが原因なんで、運営というか、成り立たないということなんですか。これは郡でやっていますよね、西白河郡でね、この事業はね。なぜわざわざ、こうあるのかと。

私から言わせれば、遠いということもあるのかなとは思いますが、場所的にできれば、にしごうキッズがあるんで、今後のことですが、そういったところも利用しながら、そういう子どもを預かれるような施設にしていってはどうなのかと思います。

次に、学校教育の支援の充実ということで、小・中学校入学時の祝い金の支給、中学校の英語の検定料の支給、中学生の修学旅行の補助など、既にこれも当初予算に計上されておりますけれども、これについても、具体的に内容の説明をお願いいたします。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 学校教育の支援の充実についてお答えいたします。

当初予算に計上させていただいております入学祝い金の内容についてのご質問ですが、まず当村の子どもの数でございますが、現在微増の状況でございます。今後は間違いなく、少子化の波が当村にも押し寄せてくると考えており、その対応に迫られるときが来るのは必然であります。そういった中で、村の宝である子どもたちの入学を祝福し、健やかな成長を支援するため、祝い金を支給したいと考えております。

支給対象は、小学校に入学した児童及び中学校へ入学した生徒の保護者の皆様へ、一律3万円を支給したいと考えております。3万円の根拠でございますが、村の財政状況を考慮し、また先行している自治体等の状況を参考にしながら、いろいろと検討した結果、3万円支給したいという考えであります。

○議長（真船正康君） 10番藤田節夫君。

○10番（藤田節夫君） この点につきましても、私も以前から一般質問等で要求しておりましたけれども、現在学校は、義務教育といっても、入学時にかかる経費等も含めると年間10万円を超えるというような状況で、本当、子育てする方たちにとっては大変な出費となっております。そういった意味では、今回、入学祝い金として3万円ですか、ということは助かるのかなと思います。

入学時は、西郷村の場合、自転車なんか必要とするんで、そういったものを含めると相当な金が出費が出るんで、今回こういった、少しでも予算化されるということ

は、本当に私も評価して行っていきたいと思います。

それと、4点目として、高齢者の健康長寿支援として、遊休農地を活用した高齢者参加型農業の創設とありますが、具体的にどのように考えているのかお伺いいたします。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） ご質問の高齢者の長寿支援で、遊休農地を活用した高齢者参加型の農業の創設についてお答えいたします。

急速な高齢化が進む中で、高齢者が自分らしい人生を最後まで送ることができる地域包括ケアシステムの構築や、高齢者も家庭や地域で役割を持ったり貢献することが期待されています。また、農業につきましては、後継者不足と高齢化によって、担い手不足や労働力不足となっていますが、基幹産業の一つの農業が衰退・停滞することは、地域で活力を失わせる原因の一つとなっています。

こうした双方の課題を相互に解決あるいは補完するためには、元気な高齢者も介護認定を受けた高齢者の方も農業等の活動を行うことが必要であり、役割を果たすことができることで、農業や地域に貢献することを目指していこうという考えが芽生えてくるのが重要であると考えております。

また、高齢者が農業活動を行うことによって、高齢者の身体・精神・認知状況へ一定の効果が見られ、また、生きがいがづくり、レクリエーション、癒やしやコミュニケーションの向上にもつながっているという報告や、さらに、高齢者の社会参加の機会が生まれ、新たな収入となったり、地域農業の振興への貢献につながっているという調査結果も出ているようです。

このような意味からも、高齢者の長寿支援で遊休農地を活用した高齢者参加型農業の創設は必要であると考えております。そして、その中で、これまで何度か質問いただいていると認識しております、議員おただしのまるごと西郷館を活用した庭先集配につきましては、一つのよい提案と考えております。

今後は、関係各課等で十分検討・協議を行い、できることから、できるだけ早い時期に事業の実現を図っていきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（真船正康君） 10番藤田節夫君。

○10番（藤田節夫君） 私が聞いたのは、遊休農地を活用した高齢者参加型農業の創設というふうに書いてあるんで、遊休農地を耕すんだかどうか分からないけれども、これは新規就農者に対して、先ほど出ましたけれども、住宅と農地を貸し与えるという意味だったら、これでいいのかなと思うんですよね。

それじゃなくて、村長、私、次の質問に今答弁しちゃったんですけども、結局以前から言っている、まるごと西郷館を利用して、本当に今、車も運転できない人なんかでも、野菜なんか畑で作っている人はたくさんいますんで、そういった方の野菜を村としてというか、公社として、軽トラ1台と1人いれば、曜日を決めて集荷してくれば、あとはこっちで全部やって、そうしたら活性化になるわけですよ。野菜を売

ることによって、収入も得るし、生きがいにもなるし、介護予防にもなるし、何度も私、ここでは言ってはきているんですけども、ぜひそれ、実現に向けてやっていただきたいと。そこまで答弁いただいちゃったんで、あれですけども、ぜひそれ、実施する方向でやっていただきたいと思います。

あと、5点目として、やりがいと魅力ある産業の振興の中で、中小企業のウィズコロナ、アフターコロナ対応を応援しますということで公約があるんですけども、今がまさにウィズコロナですよ、コロナの真っ最中で。アフターコロナというのが、コロナ禍が収まってからという話なんですよ。

今朝のお話だと、昨日の会議で、今朝のテレビだと、まだまだ収まる気配ないと。第6波か第7波も来るんだなんていう話なんですけれども、先ほど来言っていますけれども、やっぱり今、本当に疲弊しちゃっているんですよ、村内の企業は。だから、そういった意味では、アフターコロナに、これは公約なんで、それはかまわないですけども、今支援していただきたいなと私は思います。

地方創生臨時交付金も、本当に少ない金なんで、なかなか大変でしょうけれども、先ほど来言っていますけれども、何らかの手当てをするべきではないかと思えます。

答弁は求めませんが、2期目の政策では、今回の村長の公約では、子育て支援の充実ということで、私もこれは賛同したいと思います。村長には、子育てしやすい村づくりとして、もう一歩足を踏み出していただき、学校給食の無料化ね、これもずっと言っていますけれども、ほかでは、近隣でも泉崎村も無償化、この間どこだっけな、古殿町かどこかも無償化、矢吹町も2分の1やっていますんで（不規則発言あり）、中島村ですか、中島村も来年度から無料化となっていますんで、これこそが本当に子育て支援、子どもたちを本当に気兼ねなく給食を食べられる、これ、中には給食費を滞納している保護者の方もいるわけです。もしそういった言葉が、その子どもの耳に入ったら、その子どもは御飯が喉通らなくなっちゃうんじゃないですか。

そういった意味も含めれば、やはりこの辺の学校給食は、今、子育てじゃないや、あれなんかもやっていますよね、子ども給食、子ども食堂、そういったこともやられているんです。なぜやるかといったら、御飯食べられない、家庭では。そういった子どもも増えてきているんで、本当に土日だけでもということでやっている、これはボランティアでやっているんですけども、そういったことを見れば、ぜひ学校給食費無料化、今、西郷村は第3子からやっていますけれども、今回の村長の公約を見ると、やはり今まで何回言ってもやってこなかったのが、ここに来てこんなに、今回子育て支援として出ているわけですよ。やれないことはないんですよ。

金をどう使うかが一番問題であって、こういった税金を、やっぱりもう少し子育て支援としてやっていただきたいと思います。これは答弁は求めませんが、ぜひお願いしたいと思います。

次の質問に移らせていただきます。

次に、新型コロナウイルスに関する事ということで、まず第1点目として、村内の感染状況についてお伺いいたします。

○議長（真船正康君） 10番藤田節夫君、（１）、（２）の質問の要旨の変更のところをもう一度お願いします。

○10番（藤田節夫君） この関することで、事前にはお話しはしてあるんですけども、1点目と2点目を順番逆にして、質問します。

○議長（真船正康君） 質問要旨の（２）と（１）を交換するということですね。

○10番（藤田節夫君） はい。

○議長（真船正康君） 了解いたしました。

答弁者、総務課長。

○参事兼総務課長（真船 貞君） 10番藤田議員の一般質問にお答えいたします。

村の感染状況についてお答えを申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の新規感染者の状況であります。令和2年11月28日に新型コロナウイルスの初感染者が確認されてから、今年の3月7日までで陽性者数は285名となっております。特に今年に入りまして感染者が急増しまして、1月で43名、2月で152名、3月は7日現在で23名、合わせて、今年に入って218名の感染者数となっております。

○議長（真船正康君） 10番藤田節夫君。

○10番（藤田節夫君） 各学校で学級閉鎖などの話を、私たちは情報はあまり入ってこないんですけども、そういった情報が別な方向から入ってきますんで、学校の状況も併せて伺いいたします。

○議長（真船正康君） 学校教育課長。

○学校教育課長（関根由美君） ただいまの一般質問にお答えいたします。

これまでの学校において陽性患者が確認された場合の学級閉鎖、学年閉鎖、臨時休業の状況についてであります。令和4年1月は臨時休業が3件、2月は学年閉鎖が2件、学級閉鎖が6件、3月は学年閉鎖が1件という状況でございます。

○議長（真船正康君） 10番藤田節夫君。

○10番（藤田節夫君） 大変な数で、学校が学年閉鎖、学級閉鎖、保育園も休園になっているというような状況も聞きます。今回、オミクロン株の感染は、子どもたちを中心に感染が広がっているという状況なので、本当に大変なのかなと思います。

ましてこれ、子どもさんたちが学校閉鎖になっちゃうと、今度親御さんに影響が出てきちゃうわけですね。仕事を休まなくちゃいけないという状況なので、私たちはあまりよく分からないんですけども、そういったこともありますので、ますますやっぱり感染防止に努めていかなきゃいけないなと思います。

この後の質問で、こういったことを細かくしていきたいと思っておりますので、次の質問に移っていきたく思います。

次に、ワクチン3回目の接種状況と今後の計画ということでお聞きします。

既に3回目の接種が始まっていますが、現在までの接種状況について伺います。

○議長（真船正康君） 健康推進課長。

○健康推進課長（田部井吉行君） それでは、10番藤田節夫議員の新型コロナワクチン

接種の状況についての答弁をさせていただく前に、資料の配付を今、議長のほうにお願いしましたので、よろしくお願いたします。

◎休憩の宣告

- 議長（真船正康君） 資料を配付したいということですので、許可いたします。
暫時休憩いたします。

（午後 1 時 3 1 分）

◎再開の宣告

- 議長（真船正康君） 再開いたします。

（午後 1 時 3 2 分）

- 議長（真船正康君） 配付漏れはございませんか。

（「なし」という声あり）

- 議長（真船正康君） それでは、健康推進課長。

- 健康推進課長（田部井吉行君） それでは、まず、資料の説明をさせていただきたいと思ひます。

まず、西郷村新型コロナウイルスワクチン接種状況（2回目）というほうを見ていただきたいと思ひます。

こちらのほうが、現在までに2回接種を完了した人の数です。左側は年代別、男性別、女性別、合計というような表になっております。合計のみご説明申し上げます。対象者1万7,977人のうち1万6,366名の方が2回接種を完了しております。91.04%ということになっております。

裏面をご覧ください。

こちらは追加接種、3回目接種の状況でございます。表の見方は同じでございます。一番左側が年代別で、次が男性、女性別、合計ということになっております。対象者は、2回接種を完了した人が対象になりますので、現在のところ、1万6,857人のうち5,312名が3回目接種を終了しまして、31.51%ということになっております。

現在、接種券の配布につきましては終了しておりますので、予約を取っている状況でございますけれども、現在のところ、対象者のうち9,502名の方が、3月7日現在で予約を完了されておりますので、現在希望されている方で、村で把握している方は56.3%というふうな数字になっております。

それでは、答弁のほうをさせていただきたいと思ひます。

新型コロナワクチンの接種の状況でございますけれども、村では令和3年5月より、65歳以上の高齢者から順にワクチン接種を、12歳以上のワクチン接種希望者に対して、村保健福祉センターでの集団接種、医療機関での個別接種で実施をしてまいりました。令和4年3月7日現在、2回目の接種を終えているのが1万7,977人に対して1万6,366人、接種率は91.04%というふうになっております。

3回目接種、このまま答弁してよろしいですか。（不規則発言あり）

以上でございます。

○議長（真船正康君） 10番藤田節夫君。

○10番（藤田節夫君） 私も、この接種状況を初めて見させていただきましたけれども、これは当初、2回目終わってから3回目打つまで、8か月期間を要するというのでやっておりましたけれども、最近では6か月でも大丈夫だということで、村では最初は7か月なんて、最近では6か月たてば大丈夫だなんて言っていた人もいて、そういう人も接種したと聞いております。

この中で、3回目の接種で10代の方が22名いますけれども、この方は何か基礎疾患を持っている方なんでしょうか。早く2回目接種終わったということで、今回3回目接種が終わったという理解でよろしいんでしょうか。

○議長（真船正康君） 健康推進課長。

○健康推進課長（田部井吉行君） お答えいたします。

まず、2回目の接種につきましては、12歳以上の方が対象でございます。3回目接種に関しましては、18歳以上の方が対象になりますので、まずそのことについてご了解いただきたいと思っております。

うち、18歳以上の方のうち、402人のうち22の方が接種完了しておりますけれども、一人一人把握しているわけではございませんので、確かなことは申せないんですけれども、恐らく医療従事者の方なのかなというふうには思っております。要は6か月、現時点で6か月、2回目接種が終わってから経過した方というふうにご考えております。

○議長（真船正康君） 10番藤田節夫君。

○10番（藤田節夫君） はい、了解しました。

細かくちょっとお聞きしていきたいと思っておりますけれども、1回・2回目では、基礎疾患のある方や教職員、保育士、学童指導員、介護従事者などが優先的に接種したと思っておりますが、今回も同様なことで接種していると理解してよろしいんでしょうか。

○議長（真船正康君） 健康推進課長。

○健康推進課長（田部井吉行君） お答えいたします。

高齢者施設の入所者の方、あと介護職員、保育士さん、あと小・中学校の先生、そういったエッセンシャルワーカーの方につきましては、村のワクチンのプロジェクトチームのほうから各施設のほうにお声かけをしまして、3月の下旬で、希望の方は全員接種が終わっております。

○議長（真船正康君） 10番藤田節夫君。

○10番（藤田節夫君） 了解しました。

現在のワクチンの供給状況ですけれども、どんなような状況なんでしょうか。

○議長（真船正康君） 健康推進課長。

○健康推進課長（田部井吉行君） お答えいたします。

当初、1月、2月はモデルナしか入ってこなくて、ファイザーについては1回目、2回目で若干在庫がありましたので、それを利用してやっているというような状況でございましたけれども、今後の予定につきましては、ファイザーのほうも入ってくる

ということで、国のほうから連絡が来ていますので、現時点で大体、ファイザーが4、モデルナが6ぐらいの割合での配布になっているかというふうに思っております。

○議長（真船正康君） 10番藤田節夫君。

○10番（藤田節夫君） はっきりした供給は分からないということですかね。今、6と4と言っていましたけれども、そういう状況で入ってくると予想されるだけで、結局今回は、1回・2回目もファイザーで皆さん打ちましたけれども、3回目はモデルナが多いと、配給されるのが。ということで、いろいろ副反応なんかを見ると、モデルナが敬遠されているということをお聞きしますけれども、その辺の状況はどのように把握しているのでしょうか。

○議長（真船正康君） 健康推進課長。

○健康推進課長（田部井吉行君） お答えいたします。

ちょっと手持ちの資料を持ってこなかったもので、数字的な答弁はできないんですけれども、現在コールセンターのほうと、あとウェブ上で予約を取っておるんですけれども、圧倒的にファイザーのほうに先に埋まってしまって、モデルナのほうに余っているというのが、1月から予約を開始してから、現在もその状況は変わっておりません。

○議長（真船正康君） 10番藤田節夫君。

○10番（藤田節夫君） そうすると、ファイザーがないというか、供給されない状況で、ほかの村民の方はモデルナを主に接種するという形になると思うんですけれども、そういう説明は、直接保健福祉センターのほうに電話で来る方もいらっしゃると思うんですけれども、そういう方に対する対応はどのようにしているのでしょうか。

○議長（真船正康君） 健康推進課長。

○健康推進課長（田部井吉行君） お答えいたします。

当初、高齢者の方の予約を開始したあたりから、やはりファイザーのほうで打ちたいというようなお話は多数いただいております。ただ、その時点でファイザーは入ってきませんでしたので、一件一件、今ご予約をされるのであれば、残念ながらモデルナで打つしかない。ファイザーであれば、恐らく4月以降、入ってくる見込みがありますので、予約を遅らせていただいて打ってはいかがでしょうかというような案内をさせていただいております。

○議長（真船正康君） 10番藤田節夫君。

○10番（藤田節夫君） いずれにしても、ファイザーよりモデルナが多いということで、最後に行く方はモデルナが中心になっているということになると思うんですね。これは何を言ってもしょうがないんで。

今回、接種予約券について、ちょっとお伺いしたいんですけれども、今回の予約方法は、電話予約とウェブ予約のみということで、高齢者の方々に聞くと、大変苦労したと、苦情が相当上がっているんですけれども、これ、大変高齢者に対しては、失礼というか、大変厳しい状況。電話をかけてもつながらない、ましてや難聴とかで、耳も不自由な方も相当いると思うんですよ。そういう方に、なぜこういったことをし

たのか。

今現在、白河では、それこそモデルナでもファイザーでも接種券に記入されて、それではばんばん来るんですけども、そんなに問題なく、モデルナしようがないだろうということでスムーズに今やっていると、日にち設定されていますからね。打っているということをお聞きしていますけれども、西郷村は、なぜ今回このようなやり方をしたのか、お伺いいたします。

○議長（真船正康君） 健康推進課長。

○健康推進課長（田部井吉行君） お答えいたします。

白河市のようなやり方も検討はしました。ただ、原則に基づいて、村としては国の広報どおり、モデルナでもファイザーでも好きなほうを打てますよというような体制をより確実にできる方法ということで、予約制を取りました。

白河のやり方ですと、モデルナをというふうに指定されちゃいますので、絶対モデルナが嫌でも、モデルナしか打てないというような状況になりますので、その部分は両方、どちらの方法もメリット・デメリット出るとお思いますので、村としてはファイザー、モデルナ、どちらでも、ご自身がいろいろ勉強されて、こちらで打ちたいというのを優先できるような体制を取ったということでございます。

○議長（真船正康君） 10番藤田節夫君。

○10番（藤田節夫君） 今課長が言うように、どちらでも選択できるというようなことが、西郷村でこの方針できるんだったら、私もそれはそれでいいなと思うけれども、結局、供給される数量が決まってくるわけですよ。結局、ファイザーが4割ですか、モデルナが6割ですか、結局は希望どおりいかない。例えば、早く打ちたいけれどもファイザーがないから、ファイザーを打つんだったら、先ほど課長が言いましたけれども、4月以降まで待ってもらおうとか、そういう形になっているわけですね、現実的に。

そうであれば、最初から、あなたはモデルナで、今ある分のワクチンでやるんで、高齢者の方からやりますと、こういう状況なんで、指定して、どうしても嫌だという人は、それは電話で保健福祉センターなりに言えばいい話であって、本当に苦労したんだと。それで、全然電話つながらないから、わざわざ保健福祉センターまで行って申込みをしたと。保健福祉センターでは、パソコンを使って入力をして申込みをしたと。今度、別の村民の方は、それを聞いて、何だと、電話でしか予約受け付けないんじゃないかと、保健福祉センターへ行ったら、みんなやってもらっているよという話が話題に上っちゃって、そういった誤解もあるんですよ。

だから、今さら言ってもしようがないのか。ただ、やっぱり高齢者に優しく、まず重症化するのが高齢者なんで、そういった方に早く打ってもらうためには、そういった方法を考えたほうがよかったのかなと私は思います。

今回これで終わりじゃなくて、第4回もワクチン打つ必要があるというふうなことをテレビ等で報道されていますので、できれば次のこういったワクチン接種に関しては、お年寄りに優しいやり方でやっていただきたいと思いますけれども、いかがでし

ようか。

○議長（真船正康君） 健康推進課長。

○健康推進課長（田部井吉行君） お答えいたします。

実は1回目、2回目の高齢者の予約を、電話コールセンターを設置しまして取ったときには、4,500人ぐらいでしたっけね、高齢者の方、一遍に予約を取りましたら、大変なことになっちゃいまして、電話が全くその日ほとんどつながらない、保健福祉センターのほうにも多くの高齢者の方が押しかけるというような状況になってしまいました。

今回、3回目につきましては、その対策としまして、まずウェブでの予約を開始したというのが一つです。もう一つが、実は高齢者の接種券の発送を4回に分けました。電話の予約日も1日ずつずらして4日間、要は一遍に集中しないような対策を取らせていただきました。結果、前の1回目、2回目のときよりは混乱はなかったんですけども、やはり、それぞれ4回に分けて電話予約を取った初日の2時間、最初の2時間だけはかなり混みまして、お叱りの電話等はいただきました。

ただ、1回目、2回目よりは全然少ない数だったので、4回目あるかどうか、ちょっとまだ分からないんですけども、そのときは、さらに1回目、2回目、あと3回目の方法を改めて検証しまして、よりよい改善方法を取っていきたいと思います。

○議長（真船正康君） 10番藤田節夫君。

○10番（藤田節夫君） それと、前回というか2回目までは、接種会場に来られない高齢者の方に対して、村というか、車を用意して送迎したと思うんですけども、今回も同じような対応したんですか。

○議長（真船正康君） 健康推進課長。

○健康推進課長（田部井吉行君） お答えいたします。

今回も2日間にわたりまして、バス会社のほうに委託をして、車での足がない高齢者の方の支援をさせていただきました。

○議長（真船正康君） 10番藤田節夫君。

○10番（藤田節夫君） そういった方は、日にちを設定してやったんですよね。じゃないと、とても対応できないと思いますんで。そういった意味では、本当に高齢者に対しては、もっと優しくやってほしいなと思います。これは要望ですけども、今後のことも含めてお願いしておきたいなと思います。

それと、今度、5歳児から11歳児まで接種するようになっておりますけれども、接種券は対象者全員に送るとは思うんですけども、今回、10歳以下はほとんど重症化しないなんて言っている自治体もあって、全国の自治体も、少ないですけども、接種券を送らないと、希望する人だけやるんだなんていう自治体もありますけれども、村ではどんな対応するんでしょうか。

○議長（真船正康君） 健康推進課長。

○健康推進課長（田部井吉行君） お答えいたします。

5歳から11歳の小児の接種につきましては、対象者が約1,400名ほどいらっ

しゃいます。3月7日に、その対象者の方に接種券は既に発送しまして、11日から予約を開始する予定であります。接種につきましては、3月26日から5月の末まで、保健福祉センターの集団接種と医療機関での個別接種で対応させていただく予定になっております。

○議長（真船正康君） 10番藤田節夫君。

○10番（藤田節夫君） ワクチンについては、どちらのメーカーのワクチンを使うんですか。

○議長（真船正康君） 健康推進課長。

○健康推進課長（田部井吉行君） お答えいたします。

5歳・11歳の小児の方の接種は全て、ファイザー製のワクチンとなっております。

○議長（真船正康君） 10番藤田節夫君。

○10番（藤田節夫君） ファイザー製ということで了解しました。

ファイザー製が副反応しないとか、モデルナが副反応ひどいとかという、大して変わらないと思うんですね。ファイザー打ったから副反応がないということはないんで、打った人だって、相当ひどい副反応が出ている人もおりますんで、そういった理解というか、ことも、やっぱり子どもに関しては、特にいろいろ問題持っている親御さんも、保護者もいると思いますんで、説明を十分して、接種のほうをしていただきたいと思います。

それと、次に、PCR検査、1月26日に開かれた第1回臨時議会で、新型コロナウイルス対策としてPCR検査等事業費が計上されました。これは、自宅療養者に生活物資の支援を県と協力し実施するというので、PCR検査料が1万円ですか、掛ける30回分、抗原検査料が4,000円掛ける25回分等々が提示されましたけれども、この実態はどのようになっているんでしょうか。これ、期間は28日までとなっているんですね。その辺も含めてお願いします。

○議長（真船正康君） 健康推進課長。

○健康推進課長（田部井吉行君） お答えいたします。

まず、自宅療養者の支援につきましては、去年の暮れに県のほうと覚書を締結しまして、1月から県のほうの事務を代行しまして、村のほうで自宅療養者に対する支援物資をお届けすることを実施しております。

また、PCR検査、抗原検査用の予算を12月に承認いただきまして、そちらのほうはまだ、在庫として購入したりということで、もともと在庫もありましたので、どっちのやつを使っているかというのは、ちょっと調べないと分からないんですけども、そういったようなことで使っております。

○議長（真船正康君） 10番藤田節夫君。

○10番（藤田節夫君） 村では、なかなかこの辺が把握できないという、みんな保健所からの、陽性者が出れば保健所から直接いっちゃうと、村では全然把握できないと。

今、自宅療養者の生活物資は、直接こちらから、村のほうから届けているということでもありますけれども、まだ検査キット等の物資は余っているということですので

も、よく話聞くと、検査キットがないんだと、少ないんだということでよく言われますけれども、検査キットは今、村でどのぐらい確保しているのでしょうか。（不規則発言あり）

通告していなかったのかなと思いますけれども、今、そんなような状況見ても、大変感染拡大しているんで、結局、陽性者が1人出れば、濃厚接触者が出るんで、その出た方に、これもすぐ保健所で、濃厚接触した方にPCR検査をしろと、しなくちゃいけないというんじゃないで、症状を診てやるという状況なんで、今のやり方だと相当、検査をしないと拡大しちゃうのかなということが予想されますんで、できれば検査キットを一生懸命になって、村民の命と健康を守るためなんで、ぜひそういったのを確保していただいて、そういった症状が出た方、ましてや濃厚接触者等に、すぐに検査できるような体制をやっぱり取るべきだと思うんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（真船正康君） 健康推進課長。

○健康推進課長（田部井吉行君） お答えいたします。

議員おただしのとおりだと思います。ただ、最終的に今、新聞、テレビ等で、西郷村、今日は何人というような形で公表されている数字につきましては、県の保健所のほうを実施しております行政検査で、PCR検査が陽性に、プラスに出た方の数と、各医療機関のほうでPCR検査もしくは抗原検査で陽性が出て、医師の診断で陽性患者というふうに判断され、保健所のほうに報告された数の方が陽性患者ということになりますので、それ以外、そういった権限がない、例えば市町村等で検査をした場合には、メリット、あとデメリットも当然出てきます。偽陰性、疑陽性というような問題が出てまいりますので、そこは慎重に判断すべきだというふうに思っております。

◎休憩の宣告

○議長（真船正康君） ただいま、10番藤田節夫君の一般質問の途中でありますが、これより午後2時20分まで休憩いたします。

（午後1時59分）

◎再開の宣告

○議長（真船正康君） 再開いたします。

（午後2時20分）

○議長（真船正康君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

10番藤田節夫君の一般質問を許します。10番藤田節夫君。

○10番（藤田節夫君） それでは、次の質問に移ります。

小学校休業等対応助成金の周知についてということで伺います。

この制度は、新型コロナウイルス感染拡大の影響で、保育園の休園や小学校の学級閉鎖など、子どもの世話をするために仕事を休んだ保護者に年次有給休暇とは別に賃金を全額支払った勤務先に、国が全額支払う制度です。対象は、小学校や保育園、幼稚園、特別支援学校、学童保育クラブ等に通う子どもたちの保護者です。パートなどの非正規労働者も対象になります。1人当たり日額1万5,000円を限度額で、事

業者が労働局に申請することになっていますが、勤務先に助成金の利用を求めても拒否されるケースが多く、有給休暇や賃金カットになるため、収入が減収し、生活に影響が出ています。

村で作成した新型コロナウイルス感染症の影響に関する支援一覧の事業者向けに提示はしてありますが、あまり制度を理解していないのが現実です。現在は少し改善されて、個人でも労働局に申請できるようになりましたが、最終的には労働局から事業主への確認が必要となり、勝手に申請したということになり、事業主から不利益を受けることになり、申請をためらう保護者が多く、申請する保護者は少ない状況です。

また、事業主や保護者自身が、この制度を知らないとも言われています。村内でも休園や学級閉鎖などが相次ぐ中で、保護者の仕事や収入に影響が生じてきています。村として、この制度を活用できるように、村内の事業所に制度の理解を得られるように周知すべきではないでしょうか。また、保護者に対しても、学校や保育園を通じて周知させるべきだと思いますが、お伺いいたします。

○議長（真船正康君） 福祉課長。

○福祉課長（相川哲也君） ただいまの藤田議員の一般質問にお答えいたします。

質問第2の4点目、第2、新型コロナウイルスに関することの小学校休業等対応助成金の周知についてということでお答えさせていただきます。

まず、この制度の概要でございますが、改めてご説明申し上げますが、新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金でございますが、まず概要につきまして、小学校休業等対応助成金は、新型コロナウイルス感染症に関する対応として、小学校や保育園などが臨時休業した場合、子どもの世話をを行う必要がある労働者に対して、通常の年次有給休暇以外に賃金（不規則発言あり）概要いいですか。では、概要のほうは省略させていただきます。

周知についてということでございますが、小学校休業等対応助成金の周知についてでございますが、まず、この事業の実施機関であります厚生労働省及び福島県労働局におきましては、事業主、労働者の皆様へというチラシ、リーフレットなどを配布、またホームページや新聞掲載などの実施により、周知を図っているところでございます。

労働者からの相談に対しましては、福島県労働局で小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口を開設しておりまして、企業への特別有給休暇制度導入、助成金活用の働きかけなどを行っているところであります。

村における周知といたしましては、先ほど議員もおっしゃいましたが、村民の皆様へと事業者の皆様へという見出しで、A3判の2色刷り、こちらですが、ご覧になったことあるかと思いますが、こちらに制度のほうを掲載させていただきまして、全戸配布による周知を行ったところでございます。

また、各村内の保育園等には、保育者に対する制度の周知の依頼を行いまして、依頼内容をチラシと電子メールで各保育園等に送りまして、周知にご協力をいただいているところでございます。

○議長（真船正康君） 10番藤田節夫君。

○10番（藤田節夫君） 国・県のは別にして、村内の事業主に対して、商工会なりにおいて、各事業者にもう一度、こういったお願い文を配るべきだと私は思います。労働局なんて、こんな問題も国会でも今問題になっているんで、パート労働者なんかは、なかなかそういったことも言えないし、事業主もなかなか、うんと言ってくれないというのが現状なんです。だから、もらっている人が、全国で僅か30%ぐらいの人しか申請できていないということなんで、ぜひ今厳しい状況なんで、だから村独自に対策を取ってほしいということなんです。よろしいでしょうか。

大丈夫ですね、その辺はね。保育園とか学校等にもしっかり説明をして、こういった制度があるんで、ぜひ利用してくださいということで知らせる、周知をさせるということで、お願いしておきたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。

次に、各学校に緊急雇用要員の配置についてということを出しておきましたけれども、これまで村では、緊急雇用事業ですか、2年間やっていたけれども、今回予算書を見たら廃止になっていると。そういった方々を各学校に配置をして、消毒作業とかずっとやってきたと思うんですけれども、そういった方が今回はいないと。ましてや、学校とか保育園なんかから感染者が多数出ている、学級閉鎖等も起こっているという状況で、こういった作業員がいなくなるというのは問題だと私は思います。

さらには県のほうからも、何か1名、2年間ですかね、配置されていたと。そういった方もいたんで、先生方も、先生方が全部が全部、子どもさんたちが帰った後、生徒が手が届く範囲を全部消毒して歩くというようなことまでやっていたんでは、ましてや今の時期、卒業式も控え、4月になれば入学式、そういった準備等で、大変忙しいと私は思うんです。

だから、消毒する要員ぐらいは、やっぱり村でしっかりと面倒見るといえるか、配置するべきだと思うんですけれども、その点はいかがでしょう。

○議長（真船正康君） 総務課長。

○参事兼総務課長（真船 貞君） お答えいたします。

ただいまの議員のご質問ですが、今村で行っている緊急雇用につきましては、事業の始まりが、経済的な影響を受けている方の雇用の場の創出ということで行われております。議員ご指摘のとおり、今、新型コロナの影響で、学校の消毒作業等で人手が要するという状況は理解しております。ただ、この緊急雇用制度は、あくまで先ほど申し上げたような目的で始まっておりますので、今年度をもって、取りあえず終了させていただくということにしております。

ただ、学校管理上、どうしても人員を確保する必要があるような場合については、別の問題として、通常の会計年度任用職員を配置するとか、緊急雇用とは別の形で対応するというようなことで考えていきたいというふうに考えております。

○議長（真船正康君） 10番藤田節夫君。

○10番（藤田節夫君） 学校で必要がある場合じゃなくて、今私が申し上げたように、

今必要なんですよ、これだけ拡大しちゃって、オミクロンがね。こういう状況のときに、2人も急にいなくなっちゃったら、学校でも大変だと私は思うんですよ。

そういった意味では、緊急に要員を配置するべきだと思いますけれども、村長、最後に、これで終わりなんで、答弁お願いします。子育て支援で頑張ったんだから、もう少し。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

第6波、今朝の新聞では、まだ高止まりということで、3番目の感染者ということで、なかなか予断を許さない状況であります。そんなことも頭に入れながら、状況を見極めながら、必要な対応をしまいたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（真船正康君） 10番藤田節夫君。

○10番（藤田節夫君） だから、必要と認めているときとか、今状況を見ながらとかじゃなくて、今必要だと思うんです。ぜひその辺は対処していただきたいと思います。

以上で一般質問を終わります。

○議長（真船正康君） 10番藤田節夫君の一般質問は終わりました。

次に、通告第6、14番大石雪雄君の一般質問を許します。14番大石雪雄君。

◇ 14番 大石雪雄君

1. 一般行政について
2. 広報にしごとについて
3. 教育行政について

○ 14番（大石雪雄君） 14番、通告順に従いまして一般質問を始めます。

その前に、村長、今回の選挙、大変当選おめでとうございます。

選挙の最中に思い出したんですが、村長、1期目のときに、前村長、さらには前々村長を継承しながらやっていくということを述べているんですが、2期目も歴代村長に沿って継承しながらやっていく考えがあるのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 14番大石議員のご質問にお答えいたします。

2期目に当たり、前村長、さらには元村長の後継者としてやっていくのかというご質問だと思いますけれども、基本的には後継ということで、行政の継続を図っていきたいと考えております。

○議長（真船正康君） 14番大石雪雄君。

○ 14番（大石雪雄君） 通告にないものに対して、長く村長に答弁もらうつもりはないんですが、1期目は何か継承していないと、継承を、事務の継続をしていないと私は感じております。

1点目は、給食センターがご存じのように、今回狼山にできると。最初からそこにできていれば、議会も時間をかけずにできたと。ということは、前村長の事務の継続は駄目だったなど、私なりに反省しています。ただ、小児科診療所もできたことに寄って、恩恵を得ている人はいっぱいいるし、それがまずいとかよいかじゃなくて、やっぱり自分の意思を強く持って、そして自分の意思は通すと、ふらつかないということをして2期目に向かって頑張ってもらいたいなど、そのように思います。

それでは、一般質問を始めたいと思います。

第1点目ですが、一般行政について。村長は、村民の命を守る発言がありましたが、どんなことで村民の命を守る施策があるか、これは施策じゃなくて、政策に等しいと思うんですが、その辺について答弁をお願いいたします。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

私は時々、村民の命を守るということを常々話しております。何と云っても、行政を担うトップとしては、災害からいろんな、今後VUCAの時代ということで、いろんなことが予想されます。そんな中でも、やはり先頭に立って村民の命を守ることが私の責務だと考えており、常々その言葉を発しております。

○議長（真船正康君） 14番大石雪雄君。

○ 14番（大石雪雄君） ただいま村長のほうから答弁をいただきました。

それで、命を守ると、日本国憲法のどこかにあったなということで、インターネットで取りました。日本国憲法第13条でした。

条文なんです、日本国憲法の第3章にある条文で、個人の尊重、幸福などを守るということ、第13条は、全て国民は個人として尊重される、生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他国政の上で最大の尊重を必要とするということで、生命、自由、幸福追求、人権も守っていかなくちゃならないということで、行政にとっては、全ての仕事にこの13条が課されているのかなと、そのように思っております。ですから、大々的に村長は、この辺を重視しながら、命を守るんだということを説明していると思うんです。

それで、この解釈については、村長に答弁をもらう必要はないんですが、昨今、コロナに対しても、見込みコロナというのがあるんですね。医師が判断したらコロナだと。人権尊重なんか絶対守れないと思うんです。それでコロナと言われて、例えば私が家に帰ってきて消毒しているところを見られたら、果たして皆さん、見込みコロナだと思いますか。思わないと思うんです。ああ、コロナにかかっているわと。

今コロナにかかったら、そのイメージは相当悪く見られるし、その辺について、見込みコロナに対しての村長の解釈をお伺いしたいなと、考え方なんです。その辺をお伺いしたいと思うんですが、いかがですか。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 見込みコロナということ、ちょっと私も勉強不足でありますけれども（不規則発言あり）、みなしコロナ、失礼しました。みなしコロナということで、私も勉強不足でありますけれども、まずはならないことは、やはりそういったことが仮にあったとしても、誹謗中傷をしてはならないということに尽きるかなと思っております。

○議長（真船正康君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） 大変失礼しました。みなしコロナということで、見込みとみなしでは随分違うなということで、失礼しました。

それで、村長、私は、せめて学校に上がっている小学生対象に、抗原検査キットを配布してはどうかと思うんですね。ということは、調子悪いときに、子どもさん、どうしてもそれに似ているなというときには、それで検査をして、そして病院に行けば、みなしコロナとはされないのではないかなと。家庭1軒に対して1箱ずつ配るのも大変かなとは思いますが、私は1年前に取引先の業者からもらいました。おかしいときはこれで調べて、うちの会社には来るなよと。

ですから、行政は遅れていると思うんです。命を守る以上は、いろんな給付を今回考えているようですが、お金の切れ目は縁の切れ目で、お金出なくなったらどうします、村長。もうばらまきはやめましょう。それよりも、これだけは絶対やらなくちゃならないというやつをやってください。そう思うんですが、いかがですか。

○議長（真船正康君） 大石議員、議長より一言。

先ほど抗体検査というふうなのがあったので、抗原検査キット、それと、みなしコロナというところで、みなし陽性。

それでは、村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 先ほどの前の議員のときに担当課長がお話ししましたように、その判断は市町村ではないということ、陽性のあれですね。みなしは別としても、そういうこともありまして、これは慎重な判断が必要かなと思っておりまして、今後検討していきたいと思っております。

○議長（真船正康君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） 私も興奮すると、すぐ言葉忘れるし、年を取ったせい何か言葉が間違っただけあって、大変失礼しました。そんな中で、抗体検査じゃなくて、抗原検査キットということで修正いたします。

そういうことで、村長、幼い子どもだったら特に、例えば今、これから花粉症になるのに、花粉症で同じようなコロナ禍の中で、コロナに感染しているよなんて言われて、子どもら全部に、何年何組の誰々がコロナにかかっているんだ、かかったんだなんて言われたら、相当ショックだと思うんですよね。大人の私もそのような気持ちでもいますし、ぜひ検討は早く、早急に返答を出して、すぐ動ければ動いていただきたいと、そのようにお願いいたします。

さらに、コロナ禍の中で、災いの中で迷っている中で、今戦争やっていますよね。往時、福島原発が事故起きたときには、窓を閉めてエアコン入れて、そして勉強しなさいと。今は、窓を開けて換気をよくして、そして勉強しなさい。どこかの国が核爆発を起こすような戦争の機具を使って、また窓を閉めなさい、どっちにしたらいいかわからないような時代なんですよね、村長ね。

だから、こうしろと村長に言ったって、村長だって考えるところ、いっぱい出てくると思うんですよね。ですから、こういう事態のときにはこういうふうにしていこうというマニュアルを、やはり課長会なり、いろんな会がありますけれども、それに近寄った課と検討を重ねていく必要があるんじゃないかなと思うんですよね。

何か昨今、21世紀になったときには、政治家はみんな、すばらしい時代が来るんだ、21世紀はと。とんでもない時代だと思うんです、私。福島県は特にですよね。それで、こんな雑誌によると、海底爆発が起こるということは、そちこちで起きるそうなんです、あの海底爆発って。人口がかなり減っていくんじゃないかというんですよね。津波だと思うんですよね。

ですから、この辺は津波には関係ないし、地盤はしっかりしているという意味合いにおいても、心配は少ないかなと思うんですが、やっぱり最大の結末を想定に入れながら、マニュアルはつくったほうがいいと思うんです。

そして、避難所についてもですけども、避難所がはっきりしていないんですよね。何か今回、避難所にエアコンを入れるんだと。俺は集会所は、みんな避難所だと思っていただけでも、村の集会所は何か所しかないんだという感じで説明を得ると、おまえら何やっているんだと、甘く考えるな。人口が増えてほしい、定住が増えてほしいと言いながら、避難場所さえ明示されていないんですからね。こんな村でいいんですか、村長。甘いと思うんですよ、私。

平成10年に経験した水害も、2011年3月11日、明日が11年になりますけ

れども、何もその対応が見えないんですよ。村長、ここで2期目に向かって、命を守る以上は、私も命を守りたいです。自分の命も大事にしたいです。ですから、もうちょっと関係課と念入りに協議しながらやっていただくことを心して、この件については終わります。

次に、通告の2で、広報にしごうについてであります。

広報にしごうについては問題はないが、発行についての在り方についてただすということで質問に入れてあります。答弁をお願いしたいと思います。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 広報にしごうについてお答えいたします。

西郷村の行政情報や行事、イベント情報などをお知らせしている広報にしごうですが、毎月6,270部を発行しております。配布については、行政区への全戸配布のほか、まるごと西郷館や新白河駅、村内主なビジネスホテルなどに設置をお願いしております。

また、今年の12月からは、村内の全てのコンビニエンスストアにも設置をお願いし、村民を含め村外の方にも、西郷村の取組や話題などを広くお知らせしているところであります。

○議長（真船正康君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） 本当に私、日曜日に孫を連れて、大田原に釣りに行ってきました。私は釣らないんですけどもね。孫が釣りをしている間にコンビニに入ったら、コンビニに広報おたわらが置いてあったんですね。大田原の人口も、そのときに別の用紙で見たら、7万人だということで知り得た状態なんです。

早速議会中に、議会中というか、議会の合間の休みに行ったもんですから、庶務広報係のほうに行ったら、既に12月からコンビニ、さらには新幹線の駅、そしてもろもろ置いてあるんですと言われたときに、私は職員を褒めました、すごいなど。言われる前にやるんだから、すごいと。もっと頑張ってくれよと私は言いました。本当にすごいと思います。大体、言われてから初めてというのもしっぱいあるもんですから、ああすごいと、さすがだ、そういう意味で言葉は終わったんですが、というのは、村長が定住、永住ですか、を目指している中で、世帯数に入っていない住民がっぱいいるんですね。

そんな中で、行政区に入らないからと広報にしごうももらえない。そして、私は携帯電話というかスマホを持っていないから、スマホに対しては何も分からないんですが、スマホ関係で村の行事を知るということを職員の方々が言っていますけれども、見る人は見られるでしょうけれども、見られない人は見られない。さらには、Infoにしごうも欲しくてももらえないという人がっぱいいる中で、広報がないと。じゃどうなんだというときに、庁舎にいる方々が、全ての人が見ているんじゃないかと、全ての人が村の情報をつかんでいるんじゃないかという職員の人もいると思うんですが、情報をつかめない人は全て情報をつかめない。そのためには、そのような箇所には広報誌を置くんだと考えた庶務広報係の方は大変偉いなど、そのように思っております。

ます。

ですから、村長、勝者を応援するんじゃなくて、負を増やすんじゃなくて、みんなが村の行事が分かるような形をつくっていけるよう、今後とも職員に激励をしてやってほしいなということで、この件についての質問は終わりたいと思います。

次に、学校教育課なんですが、村長、あと結構ですから。

最近の生徒の健康に対する施策についてただすということで入れてありますので、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（真船正康君） 教育長、秋山充司君。

○教育長（秋山充司君） 14番大石雪雄議員の一般質問にお答えします。

子どもたちの健康についてということでございます。

原子力発電所の事故から、子どもたちは外で遊ぶことが制限され、運動能力の低下、また、それに伴う肥満児の多い統計結果が出ております。この肥満児のことが、よく取り上げておりますので、この判定については、日本学校保健会が出しております児童・生徒の健康診断マニュアル、その中に、どのような基準で算出しているかというところをまず確認しておきたいと思いますが、身長別標準体重を算出する計算式がありまして、その身長別標準体重がプラス20%を超えていると、肥満傾向というふうにみなされております。

昨年福島県が発表いたしましたデータによりますと、県内の子どもたちは大半が肥満の割合が、どの学年も全国平均を上回っている状態でございます。震災後に悪化した肥満傾向は、ここ数年、少しずつ改善は見られてはいるんですが、依然高い割合が続いております。

子どもの肥満というのは、将来の生活習慣病発症の温床となるだけではなくて、現在の子どもたちの身体活動や健康状態にも大きく影響を与えるものでございます。また、現在は、新型コロナウイルスの感染症対策で学校が休みになりまして、運動量が落ちているなど影響も大きく、改善するにはつながってはおりません。

当村の状況を見ますと、運動能力テストの体力合計点というのがございまして、スポーツテスト的なものですが、この統計を見ますと、やや福島県あるいは当村でも改善傾向が見られております。非常に向上してきておりまして、全国を上回っている学年が多くなってきました。

ただ、身長別の標準体重の面、つまり肥満傾向の件ですが、まだ改善が十分にされていない面がございます。そういうことで、当村の子どもたちも、比較的肥満傾向の子どもが多いということが言える状況でございます。

○議長（真船正康君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） 2011年から、11年に原発事故があって、放射能で騒いで、ちょうどそのときに生まれた子どもたちが、今11歳、5年生か6年生だという間に、この2年間でコロナウイルスで、また寂しい思いをしている。そこにある国の戦争で、見ないような形でもニュースで、マスコミがやっている間に、目をぱっと向けると。本当にかわいそうな時代の子どもだな、私、そう思うんですね。

自分に振り返ってみても、一番騒ぎたい、一番がむしゃらにしていきたい子どもらが、何かに縛られると。さっきも言ったように、窓を閉めなさい、行政はエアコンを入れます。確かに守られた社会ではあるでしょうけれども、外に出るのに出るな、運動会は駄目だ、そういう変な縛りをされている形なんですね。

そして、今回コロナ禍になって、コロナの災いがあるって、そして今度は、友達としゃべるな、物を食うときは、もともとしゃべるなはあったみたいですけども、給食食べてもしゃべるなど、何メートル以上離れろ、先生も大変でしょう、きっと。

こういうさなかに、また、さっきも言ったように戦争が続いて、ゲームでやっていたのが現実にテレビで流れてくると。私はやはり、そのような落ち込んだ子どもらに、大きい声で、こんちくしょうでもいい、こんちくしょうは駄目です、禁句だから。このやろうでもいいから、何でもいいから声出させてやりたいなど、ありますね。

ですから、ソフト面に対しては、いくら議員でも、教育長にこうしろとは言えないんですが、やはり教室で見られる、心和らぐようなお話をしてくれるような先生がいたら、お金をかけてもいいから、その放送を通じて、画面を通じて、お話ししてやれるような方法も一つかなと思うんです。みんなで画面を見て、じゃどうのこうのといっても大変なことだから、やっぱり心の災いが取れるような、そんな余裕があったらどうなのかなと、そのように思っております。

ですから、教育長も西郷一中の校長を経験されて、そして熊倉小学校の校長を経験されて、これ逆になると思うんですが、経験豊かな教育長だと思うんです。ですから、自分に置き換えて、災い転じて何とかで、そっちの方向に向かうように、ぜひ、教育委員会の仕事ではないとしても、心して子どもらに当たってほしいなと思っております。

11歳までの話をしちゃいましたが、中学3年生も高校生も皆同じだと思うんです。ですから、せめて学校は中学3年生までですから、中学3年生までに、心の災いを除けるような、ちょっと意義のある話をしてくれるような、例えばですけども、そんな何か考えていただきたいと、そのように思います。

それで、これ、教育長に質問するわけじゃないんですが、今度、子どもさん方が、5歳から11歳までがワクチンに入っているというんですが、間違いなければ。イオンの行政サービスセンターで受付って、できないんでしょうかね、あそこね。結局、子どもを持った親はなかなか、携帯電話は持っているけれども、何か料金かかるなんて誰かが言っていたような感じするんですが、買物に行ったついでに、何かこういうやれる方法を取ったらいいんじゃないかなと思うんですね。

私、ラジオをよく聞くと、この場で何回も言っていたんですが、福島だけかな、どこでしたっけかな、既にああいうマーケットで受付やっているんですね。いち早くやっていこうということでやっているようなので、その辺も別角度で答弁いただきたいと思っております。

あと、教育長、さっきのやつでちょっと、何か答弁あれば。

○議長（真船正康君） 教育長、秋山充司君。

○教育長（秋山充司君） 今、子どもたちの心が和らぐ、心打つような話をとということがありました。

月曜日、私、西郷一中のほうに行ってみまして、震災集会というのを毎年やっております、今年も私、講話の依頼を受けさせていただきました。そのとき、11年間の思いと、それから毎年私、成人者を見ておまして、子どもたちの成長ぶりを非常に感心しております。西郷に育ってよかったというのが、今年の成人者は86%、西郷でよかったということを知り、うれしかったということを知り、子どもたちにも話してきて、苦しい中だけれども頑張りましょうというふうな話をしたりしております。

ちょっと余分なお話になりましたが、報告させていただきます。よろしいでしょうか。

○議長（真船正康君） 健康推進課長。

○健康推進課長（田部井吉行君） 14番大石議員の5歳から11歳の方のワクチンの予約を行政サービスセンターのほうでというお話にお答えをさせていただきます。

5歳から11歳のワクチン接種の予約につきましては、3月11日より、電話とウェブ、インターネットで予約受付を開始させていただきます。なので、今回は行政サービスセンターでのというのは、ちょっと間に合わなかったんですけども、先ほど藤田議員のご質問の中にもあったとおり、今後4回目とか、定期接種という話になった場合には、より住民の方が予約をしやすい体制を取ってまいりたいと考えておりますので、その中で行政サービスセンターについても検討させていただきたいと思っております。

○議長（真船正康君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） 終わります。

○議長（真船正康君） 14番大石雪雄君の一般質問は終わりました。

◎追加日程の議決

○議長（真船正康君） ここで、議案の追加提案について申し上げます。

ただいま、議案4件が追加提案されました。

おはかりします。

議長において日程に追加し、直ちに議案を上程したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（真船正康君） 異議なしと認めます。

◎休憩の宣告

○議長（真船正康君） それでは、議案の配付をいたしますので、暫時休憩いたします。

（午後3時07分）

◎再開の宣告

○議長（真船正康君） 再開いたします。

（午後3時09分）

○議長（真船正康君） 配付漏れはありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正康君） 配付漏れなしと認めます。

ただいま追加提案されました議案４件につきましては、日程第１の次に追加日程第１、議案第２８号、追加日程第２、議案第２９号、追加日程第３、議案第３０号、追加日程第４、議案第３１号とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（真船正康君） 異議なしと認めます。

◎追加議案の上程（議案第２８号～議案第３１号）

○議長（真船正康君） 追加日程第１、議案第２８号から追加日程第４、議案第３１号までを一括上程いたします。

職員に議案を朗読させます。

議会事務局長。

（事務局長、議案書により朗読）

○議長（真船正康君） 議案の朗読が終わりました。

◎提案理由の説明

○議長（真船正康君） 続いて、提出議案に対する提案理由の説明を求めます。

村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 本日追加提案いたしました議案の概要についてご説明を申し上げます。

追加提出議案は、議案第２８号「学校施設環境改善交付金事業令和３・４・５年度債務負担行為 西郷村学校給食センター建設工事（建築本体）請負契約について」ほか、工事請負契約２件、財産の取得１件の計４議案でございます。

なお、追加提案いたします議案第２８号から議案第３１号につきましては、西郷村学校給食センター建設事業に係る建築本体工事、電気設備工事、機械設備工事、厨房機器備品購入について、議会の議決に付すべき案件であるため、議決を求めるものであります。

以上、本日追加提案いたしました議案の概要についてご説明させていただきましたが、細部につきましては担当課長より説明させますので、ご審議の上、ご議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（真船正康君） 提案理由の説明が終わりました。

次に、議案第２８号から議案第３０号に対する細部説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（相川 晃君） 本日追加提案いたしました議案第２８号から議案第３０号について、細部説明を申し上げます。

議案書１ページをお開き願います。

議案第２８号「学校施設環境改善交付金事業令和３・４・５年度債務負担行為 西郷村学校給食センター建設工事（建築本体）について」でございますが、令和４年

3月8日、制限付き一般競争入札に付し、同日で工事請負仮契約を締結いたしました。

表記工事について、本工事請負契約を締結したいため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的は、学校施設環境改善交付金事業令和3・4・5年度債務負担行為 西郷村学校給食センター建設工事（建設本体）であります。

契約の方法は、制限付き一般競争入札。

契約の金額は、4億9,720万円。

契約の相手方は、福島県白河市中田260番地、福島県南土建工業株式会社、代表取締役小野利廣でございます。

工期につきましては、議会の議決を得た日の翌日から令和5年6月30日までとなっております。

主な工事概要につきましては、構造は鉄骨造りの平家建て、基礎工法を直接基礎（ラップル併用）での施工とし、建築面積1,907.75平方メートル、床面積1,849.40平方メートルの建築本体工事及び外構工事となります。

議案書2ページをお開き願います。

次に、議案第29号「学校施設環境改善交付金事業令和3・4・5年度債務負担行為 西郷村学校給食センター建設工事（電気設備）について」でございますが、令和4年3月8日、制限付き一般競争入札に付し、同日で工事請負仮契約を締結いたしました。

表記工事につきまして、本工事請負契約を締結したいため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的は、学校施設環境改善交付金事業令和3・4・5年度債務負担行為 西郷村学校給食センター建設工事（電気設備）。

契約の方法は、制限付き一般競争入札。

契約の金額は、2億2,363万円。

契約の相手方は、福島県西白河郡西郷村字道南西85番地、東陽電気工事株式会社、代表取締役社長石川格子でございます。

工期につきましては、議会の議決を得た日の翌日から令和5年6月30日までとなっております。

主な工事概要につきましては、電灯設備、動力設備、受変電設備、発電設備、構内交換設備、拡声設備、自動火災報知設備、防犯設備等の電気設備工事となります。

議案書3ページをご覧ください。

次に、議案第30号「学校施設環境改善交付金事業令和3・4・5年度債務負担行為 西郷村学校給食センター建設工事（機械設備）について」でございますが、令和4年3月8日、制限付き一般競争入札に付し、同日で工事請負仮契約を締結いたしました。

表記工事について、本工事請負契約を締結したいため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的は、学校施設環境改善交付金事業令和3・4・5年度債務負担行為 西郷村学校給食センター建設工事（機械設備）。

契約の方法、制限付き一般競争入札。

契約の金額は、3億85万円。

契約の相手方は、福島県西白河郡西郷村大字熊倉字五反歩35番地、芳賀設備工事株式会社、代表取締役芳賀哲夫でございます。

工期につきましては、議会の議決を得た日の翌日から令和5年6月30日までとなっております。

主な工事概要につきましては、空調設備、換気設備、給排水衛生設備、消火設備、厨房除害処理設備等の機械設備工事となります。

以上、3議案の詳細につきましては、定例会資料議案第28号関係から議案第30号関係の工事概要書をご参照くださいますようお願いいたします。

以上、議案第28号から議案第30号についての細部説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（真船正康君） 次に、議案第31号に対する細部説明を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（関根由美君） それでは、議案書の4ページをお開き願います。

議案第31号「学校施設環境改善交付金関連事業令和3・4・5年度債務負担行為 西郷村学校給食センター厨房機器備品購入について」の細部説明を申し上げます。

令和4年3月8日、制限付き一般競争入札に付した学校施設環境改善交付金関連事業令和3・4・5年度債務負担行為 西郷村学校給食センター厨房機器備品購入契約の締結につき、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的、学校施設環境改善交付金関連事業令和3・4・5年度債務負担行為 西郷村学校給食センター厨房機器備品購入。

契約の方法、制限付き一般競争入札。

契約の金額、2億6,675万円。

契約の相手方、福島県福島市郷野目字宝来町17-3、株式会社中西製作所福島営業所所長赤津克志でございます。

今回の購入契約につきましては、現在仮契約を締結しておりますが、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得案件でありますので、今回上程をさせていただくものでございます。

なお、詳細につきましては、別添令和4年第1回定例会資料議案第31号関係をご参照くださいますようお願い申し上げます。

以上で、議案第31号についての細部説明とさせていただきます。ご審議のほど、

よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（真船正康君） 以上で細部説明が終わりました。

◎散会の宣告

○議長（真船正康君） これで、本日の日程は全て終了いたしました。

なお、3月14日は定刻から会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

（午後3時24分）